

## 明治・大正期における宇部炭の市場と販路開拓

三浦, 壮  
九州大学大学院経済学府

<https://doi.org/10.15017/13811>

---

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 21, pp.51-81, 2006-03-22. 九州大学附属図書館付  
設記録資料館産業経済資料部門  
バージョン：  
権利関係：



# 明治・大正期における宇部炭の市場と販路開拓

三 浦 壯

はじめに

表題に示されるように、本稿は明治期から大正期にかけての宇部炭の市場と販路の開拓について、その具体像を解明しようとするものである。

筆者はこれまで宇部地域の石炭鉱業について研究を行ってきたが、その中で得られた結論のひとつは、宇部の諸炭鉱は地元資本で構成され高配当を行っていたということであつた。<sup>〔1〕</sup>これは、石炭鉱業による地域内への資金蓄積が順調に行われていたことを裏付けるものである。このような現象を市場の側面から明らかにすることが、本稿に与えられた課題である。

石炭市場に関する研究は、明治期から昭和期にいたるまで多くの研究者によつて研究がなされてきたが、<sup>〔2〕</sup>いずれも大炭田を中心とした論考であり、他炭田の市場動向やカルテルに対する対応については、ふれられてはいるが具体像は得られていない。この点、宇部も例外ではない。荻野喜弘「一九二〇年代の宇部炭鉱業」〔宇部地方史研究〕第一一号、一九

八三年）は石炭鉱業連合会との関連から宇部という個別産炭地の送炭制限に対する対応を明らかにしたものであるが、基本的には生産の側面に力点がおかれた研究であり、市場開拓や石炭販売に関しては十分な検討は行われていない。

そのような中で、長廣利崇「戦間期沖ノ山炭鉱の発展」〔大阪大学経済学〕第五二巻第四号、二〇〇三年）は宇部炭の市場動向・販路開拓を視野におさめつつ、宇部炭田の代表的な炭鉱である沖ノ山炭鉱が大手炭鉱企業に比べ成長していたことを指摘した、興味深い研究である。宇部地域における石炭鉱業の順調な発展と市場を結び付けようとする視点は魅力的なものであるが、長廣論文における市場に関する検討は社史や伝記を中心として行われたもので、具体的な様相は分明でない。

以上のような先行研究をふまえ、本稿では従来必ずしも明らかにされてこなかった宇部炭の市場と販路の開拓について、①宇部炭の特性、②炭況、③宇部鉱業組合と指定問屋による市場・流通の組織化、という観点からみていき、宇部側の資料に基づきながら今一度掘り下げ、全体像

を明らかにしたい。資料に関しては『宇部産業史』の中で「戦災による資料古記録の焼失散佚は豫想外に甚だしく：鉱業組合資料は遂に発見されなかった」とされているが、『宇部時報』や三井物産の市場調査などを援用しつつ可能な限り宇部炭販売の実態に迫ることとし、一次資料に基づく宇部鉱業組合の検討は今後の課題とすることにす。

宇部炭は通称元山(本山)炭と呼ばれ、大きく分けて五段炭、一重炭、大派炭の三種に分けられる。五段炭と一重炭は炭質が似ており、大派炭よりややカロリーが高いものである。宇部炭の性質については、①火力がよく焚きやすいこと、②煤煙が希薄で臭気がない白煙炭であること、③火力が強烈であること、④灰分が少なく粘結性がないこと、⑤価格が低廉であること、などがあげられる。筑豊の石炭と異なりカロリーは少ないものの、炭質を活かして大派炭は瀬戸内海向けの塩田用炭、五段炭は阪神・京浜地方に対する家庭・小口営業用炭として市場を有していた。以下ではまず、宇部炭の市場構造について、石炭の品質と地理的条件による特殊性と優位性に着目しつつ、数量データを併用しながらみていく。その後、大正年間の市況をみながら、流通と市場開拓について宇部鉱業組合が担った役割を指摘するとともに、「宇部炭の販売活動がどのように変化したのか」ということについても説明を行う。

## 一 宇部炭の特性と市場

### (一) 塩田市場

前述のように、大派炭は主に塩田用に販売されていた。大派炭の特質は均等の熱度を持続すること、価格が安いこと、焚料が塩水濾過用とし

て製塩を純白佳良ならしむこととされる。

表1は明治二十八年の東京経済雑誌に掲載された、釜別・燃料別において鹹水三石製造に対する費用を調査した消費試験表である。項目3と4の三崎(正しくは見崎)、雀田は宇部炭に相当するものであるが、他の石炭や燃料に比べ多くの量を消費するものの、相対的に燃料コストが安いことがわかる。項目5では唐津粉炭が使用されているが「試験に供せし石炭は唐津粉炭なりしも、若し之を山口縣雀田、三崎産等を用ひなば凡そ百廿斤以下を以て充分なりしとす、及ち代價八錢四厘に當る」とのべられており、唐津炭の三分の一以下のコストで製塩が可能であったようである。

このように製塩用ではカロリーが少ない宇部炭が向いていたが、価格の安い下級炭ほど運賃コストが経費の大部分であり、消費地に近い方が有利であるとされ、この点においても瀬戸内海の塩田に近い宇部は有利であった。また塩の品質においても多産炭より宇部炭の方が等差の高いものができたとされる。以下は三井物産の石炭協議会議事録の一部である。

表1 燃料消費比較表(鹹水三石製造分)

項目	釜種	燃料種と量	費用
1	松葉焚釜(行徳)	松葉25把	35錢
2	鉄釜(行徳)	唐津粉炭120斤	21錢6厘
3	石釜(三田尻)	三池、三崎混炭165斤	16錢2厘
4	第一号釜(三田尻)	山口県雀田産150斤	10錢5厘
5	第六号釜(行徳)	唐津粉炭90斤	27錢
6	農商務省製塩試験中の釜(川崎)	岩城白水産石炭143斤	60錢8厘

出所：『東京経済雑誌』第793号499頁(明治28年)。

注) 燃料種は原典表記のまま。

鹽田ノ様模ヲ述フレハ鹽田ノ豫算ハ六十萬噸ト見居ルカ、其内重二十州、本山等ニテ半數ヲ占メ其外筑豊唐津ノ極ク下等品凡ソ十四五萬噸アルヘシ、次ニ平戸七八萬噸、三池凡ソ十萬噸ナリ、九州ノ鹽田ニテハ熊本凡ソ三萬噸アリ是ハ全部三池炭ナリ：專賣局ニ於テハ最モ重キヲ石炭ニ置キ、即チ

生産費ノ殆ト三分ノ一以上ハ燃料ナルヲ以テ之ヲ安価ニ買入ル、コト…<sup>(30)</sup>

このように、専売局においても生産費の三分の一を占める燃料として石炭を重視しており、炭質上も地理的条件も恵まれていた宇部炭は、明治三十九年の時点ですでに鹽田市場のほぼ半數(約二五〇三〇万トン)を獲得していた。表2は時代が下つて戦間期における塩田用炭のシェアであるが、絶対量とシェア双方を大正期に伸ばしており、塩

表2 塩田用炭の産地とシェア

(単位：トン，%)

	元山炭		筑豊炭		三池炭		肥前炭、その他		合計	
大正14年	473,000	60	110,000	14		0	199,000	25	782,000	100
15年	368,977	52	176,090	25	28,928	4	138,912	19	712,907	100
昭和2年	387,931	56	101,654	15	35,984	5	163,055	24	688,624	100
3年	411,492	54	136,809	18	34,205	4	180,455	24	762,961	100
4年	467,138	58	107,568	13	38,940	5	187,844	23	801,490	100
5年	430,114	60	104,294	14	29,868	4	155,355	22	719,631	100
6年	321,567	51	146,669	23	25,457	4	141,876	22	635,569	100
7年	345,792	47	213,803	29	25,522	3	150,072	20	735,189	100
8年	376,554	50	200,233	26	39,155	5	140,360	19	756,282	100
9年	370,758	48	224,107	29	38,887	5	131,501	17	765,253	100
10年	311,726	45	229,543	33	30,917	4	117,799	17	689,985	100
11年	286,639	41	238,799	35	31,640	5	134,269	19	691,347	100

出所：『石炭時報』各号、『宇部炭生産販売概況』。

田市場における宇部炭の地位は、昭和期に入るまで維持されることになる。大正十四年と昭和十一年を比較すると、四七万三〇〇トンの送出が二八万六六三九トンに減少し、シェアが六割から四割にまで低下してかわりに筑豊炭が進出しているのは、昭和期に宇部の粗悪炭の工業用利用がなされるようになったためであり、これについては紙幅の都合もあつて本稿ではふれることができない。別稿にゆずる。

## (二) 家庭・小口営業用炭市場

つづいて、家庭・小口営業用炭についてみていく。家庭用炭に適合的な条件としては、煤煙が少なく、燃焼設備からみても火付きが良好な塊炭でなければならず、火力が一時的に強いよりは火持ちが長くなければならない、ということがあげられる。宇部の五段炭はこの条件を満たしており、粘結性のないことに加え焚落となつてからも火力が維持され木炭と同一の性能を有していたため、家庭・小口営業用炭として明治末期から阪神地方、大正末期には京浜地方といった都市部に受け入れられた。大阪への販売に関しては宇部港からの送出的方が、帆船の運賃コストと運送期間が若松港からのものより安く短かつたことも有利に働いたものと思われ<sup>(31)</sup>。

この市場開拓については後にふれることとし、ここでは時代が昭和期に入るが表3と表4によつて、それぞれの市場でどの程度の宇部炭が受け入れられたのか、みていくことにする。なお、家庭用炭に関しては市場の性格から正確な数値を得ることができなかった。

昭和期ということもあり大阪では重工業にも用いられているが、いわゆる工業向けの販売は数量・シェアとも小さい。基本的には暖房用や食

表3 大阪市15区、堺市岸和田市7郡における長門炭  
需要部門別消費高とシェア（昭和10年）

(単位：トン，%)

需要部門	全体	長門	
重工業	372,935	8,492	2.3
窯業	450,017	6,353	1.4
電気業	409,163	0	0.0
瓦斯コークス製造業	482,957	0	0.0
紡織工業	510,275	67,425	13.2
化学工業	391,203	11,432	2.9
食料品工業	112,837	39,189	34.7
官業	8,956	381	4.3
鉄道	212,069	0	0.0
内船燃料	85,875	0	0.0
製炭業	375,186	8,520	2.3
暖厨房用	363,102	102,392	28.2
雑業	27,884	3,530	12.7
総計	3,802,459	247,714	6.5

出所：大阪石炭協会『大阪府下大阪市十五区堺市岸  
和田市七郡石炭需用高統計表』（昭和10年度）。  
注）全体の内訳は九州炭、長門炭、北海道、朝鮮炭、  
撫順炭、其他、外国炭。

表4 東京府下における山口炭の部門別需要  
高とシェア（昭和8年）

(単位：トン，%)

需要部門	全国	山口炭	
交通運輸	152,801	120	0.1
動力及燃料	736,766	5,837	0.8
紡織工業	292,813	10,288	3.5
金属工業	127,394	1,271	1.0
機械器具製造	91,581	1,824	2.0
窯業	134,184	295	0.2
化学工業	325,001	4,450	1.4
食料品製造	162,061	17,779	11.0
其他工業	20,653	1,401	6.8
製材及木工業	1,874	8	0.4
印刷工業	2,659	75	2.8
飲食業	57,696	21,130	36.6
各種暖房	208,449	6,589	3.2
雑種業	283,489	22,516	7.9
計	2,597,421	93,874	3.6

出所：松田三郎「東京府下に於ける営業用石  
炭及コークス需要高調査」（『燃料協會  
誌』第百十七號、昭和9年所収）。  
注）全国の内訳は九州炭、北海道炭、山口炭、  
常磐無煙炭、常磐有煙炭。

品工業にその多くが使用されている。工業では紡織に用いられている。大阪からみると、数量としては総数量二四万七七一四トンで、暖厨房用一〇万二三九二トン、紡織工業六万七四二五トン、食料品三万九一八九トン、化学工業一万一四三二トンの順番である。シェアでは総計では六・五％であるが、食料品の三四・七％をはじめ、暖厨房用二八・二％、紡織の一三・二％、雑業の一・七％となっている。東京では、総数量九万三三八七四トンで、雑種業（浴場、旅館）二万二五一六トン、飲食業（蕎麦、食堂、カフェ、西洋料理）二万一一三〇トン、食料品製造（製菓、惣菜、豆腐、漬物佃煮、製糖製蜜）一万七七七九トン、紡織工業一万二八八トンの順番であり、シェアをみると総計は三・六％にすぎないが、飲食業三六・六％、食料品製造一一％、雑種業七・九％と続いている。

以上のような市場の状況は価格の評価にも好影響を与えたようで、沖ノ山炭鉱の依田明は「發熱量の點だけから申しますと五段炭と同様なものが他では皆昭和石炭會社の規格で10格以下になって居りますが宇部炭のみは之を1格として取扱はれて居るのであります、斯くの如く實力以上の價格を維持出来る事はその特性に依るのであります」と述べている。

このように宇部炭は、石炭市場全体の割合からすれば小さいものの、その特殊性から、いくつかに細分化された特定の市場において大きく浸透していたのである。また、需要が夏季に上がり冬季に下がる塩田用炭と、その逆の傾向を示す家庭用炭を商品として持つことで総体として安定した経営を宇部の諸炭鉱は行い得たと考えられる。

## 二 宇部炭田の市況と宇部炭の販売活動

### (一) 明治期

つぎに、宇部炭販売の實際を明治後期から大正年間を通してみていくことにしたい。

宇部石炭鉱業は明治二〇年代、宇部共同義会と呼ばれる宇部の地元地権者（特に旧領主福原家の家臣である豊かな地主層）が中心となり、村民の多くが株主となつて組織された鉱区管理団体において一括管理されていた。そして共同義会から許可を得た炭鉱業者のみが、宇部村内での稼業に従事した。共同義会は鉱区の管理を行うだけではなく、統制下の炭鉱から徴収した振別金を地域の公共事業にふりむけるなど公益的な性格を持つ団体でもあり、また炭鉱に機械を貸し付ける会社の設立を認可したり、鉱業者に資金を融通するなど、生産面においても重要な役割を果たした。<sup>(14)</sup>しかし「鉱業ト土地所有トノ分界ヲ明カ」にする鉱業条例が施行された明治二十五年六月以降、鉱業権者の権利が強化され、共同義会の統制は急速にはないものの徐々に弱まっていき、単年度採炭で採掘を終了する炭鉱から継年採炭を行う炭鉱があらわれ資本的発展が進んでいった。<sup>(15)</sup>

統制が緩んだ日清戦後、各炭鉱は乱掘を行い価格の引下、薄利多売、稼動者争奪の弊害があらわれ各炭鉱は経営上も販売上も新たな統制機関の必要にせまられた。その結果、炭価の協定、労働条件および賃金の申し合わせ、主要材料購入の統一を目的として明治三十年一月に宇部鉱業組合（以下、基本的に鉱業組合とし、必要に応じ宇部鉱業組合と表記する）が設立された。鉱業組合は棟梁会議、買入会議、販売会議などを随

時に開催し、価格条件を決定し、各炭鉱はこの統制下に稼業を行うこととなり、会議においてまとまらない場合は更に鉱主会議を開くこととなった。構成員は宇部で稼業する各炭鉱の事務員であり、事務所には各鉱主が交代で出勤することとなった。当初は会合の度に各炭鉱が経費を支出する制度であったが、後には毎年予算と決算をはかり、その費用は各炭鉱に割り当てることとなった。<sup>(16)</sup>

宇部共同義会から宇部鉱業組合への移行は、土地所有者を基盤とする統制機関から、炭鉱業者を中心とする統制機関への変化という点において峻別されるといえよう。

鉱業組合は、明治四十年から組合名義により需要地に出張所と指定問屋を設置した。それまでの石炭販売は、炭鉱が石炭を船主に売り船主が石炭を買い積みして販売に従事しており、船積された石炭は船主が石炭に「二本松」や「尾上」など勝手に名前をつけて問屋に販売していたという。結果運賃と価格の統制がなく石炭が各地の石炭商に届くまでには、船主と石炭問屋の中間利得が多額にのぼっていた。<sup>(17)</sup>これを管理・統制すべく、鉱業組合は従来より取引のあった石炭問屋を含め指定問屋を設置し、石炭販売の組織化をはかったのである。

表5において明治四十一年当時の指定問屋を確認すれば、香川県に一件、大阪市に五件、神戸市に四件、和歌山県に一件となっている。香川県では各地の石炭商会を通じて個別の石炭問屋と取引を結んでいる。<sup>(18)</sup>高松、坂出など塩田市場にむけてのものであろう。大阪、神戸、和歌山では直接に個別の問屋と取引を結んでいるが、大阪は阿知須、岐波、藤山の船主による船舶同盟会と取引があった石炭問屋に鉱業組合が交渉したものであった。<sup>(19)</sup>以下、当時の神戸における宇部炭販売についての史料

表5 宇部鉱業組合指定問屋（明治41年2月15日現在）

所在地	名前		
香川県	高松	高松石炭商会	和田重吉 辻茂 島中兵吉 住吉仙太郎
	丸亀	西讃石炭商会	尾藤久太郎 田中興兵衛 平尾弥三郎
	坂出	坂出石炭株式会社	大橋武介 須崎庄五郎
	宇多津	宇多津石炭合資会社	津谷與吉
	林田	林田商会	浜崎嘉次平
大阪市			加藤佐兵衛 西尾小五郎 中村重三郎 白藤丈太郎 山川庸之助
神戸市			河村米吉 奥野元吉 西元安太郎 萬俣兵太郎
和歌山			北村治郎吉

出所：『宇部鉱業組合指定問屋他』（磯部家文書17-31、宇部市立図書館付設郷土資料館所蔵）。

を掲げる。

神戸ニ入ル炭ハ勿論大部分ガ筑豊炭デ次ニハ元山、三池炭ト云フ順番デアリマス：：壹ヶ年神戸ニ入ツテ來テ神戸及附近ニ賣捌ク高ガ約參拾萬噸デアル、其内元山參萬噸、三池ガ壹萬五千噸ト云フ割合デアリマス：：ソレカラ筑豊炭ノ外ニ元山炭ガ勢力ガアル、是ハ重ニ極ク小サイ精米所、精製所、鐵工所デ使ツテ居ル、此元山炭ハ壹ヶ年ニ參萬噸デアリマス、一昨年迄ハ勝手ニ買積シタ船頭ガ一般問屋ヲ經テ賣ツテ居ルノダガ昨年坑主ト買積ノ船頭ト相談シテ一定ノ價格ヲ保ツ為メ神戸デ四軒ノ指定問屋ヲ拵ヘタ、萬俣兵太郎、川村米吉、奥野元吉、西元保太郎此四人デアル、總テ神戸ニ入ツテ來ル元山炭ハドウシテモ

此ノ四人ノ手ヲ經ナケレバ小賣並ニ消費者ノ手ニ渡サヌ事ニ成ツタ月ニ壹回位元山ノ坑主カラ差值ガ來ル、問屋ノ方デハ其差值ニ壹萬斤ニ就テ壹圓五拾錢乃至貳圓迄ノ口錢ヲ掛ケテ小賣商又ハ需要者ニ賣ツテ居ル、元山ヲ買積シタ船頭ハ四軒ノ手ニ依ラナケレバ直接小賣者又ハ消費者ニ賣レナイト云フ事ニシテヤツテ居ル、ソレカラ神戸デ安物ヲ使フ所ハ必ズ元山ヲ使フ筑豊炭ノ安物ハ殆ド賣レナイ、筑豊炭ト云ヘバ必ズ筑豊炭一等炭若クバ二等炭デ其レ以下ノモノハ賣レナイ、以下ノモノデアレバドウシテモ元山炭ト競争シテ元山炭ト同値位ニ迄下ゲナケレバナラヌ：：

このように、宇部炭は神戸において規模は小さいものの筑豊炭につぐ地位をしめた。その売却先は在来の小さな工業者であり、特に下級炭市場において筑豊炭をしのご強みを発揮したようである。そしてその石炭は指定問屋を経なければ小売に渡されず、炭鉱業者で組織された鉱業組合が価格設定に大きな役割を果たすようになったのである。なお大正期には、これを補完するために組合規則をつくり、不正に積込み販売を行つた船主には石炭積込の停止を命じたりもしている。以上のような鉱業組合による販売価格の統一や統制、買積から運賃積への転換、中間利得の除去は宇部炭販売の重要な転機といえる。

そこで次第以降では、その後において鉱業組合が掌握した流通ルートがどのような運用をされてきたのか、大正年間を中心に当時の市況も交えながらみていくことにしたい。

考察に入る前に、当該期間における宇部地域で稼業していた諸炭鉱の出炭高と坑数、石炭価格の推移を確認し、根底の道筋を得ることにしよ

う。

まず表6において大正年間の全体的な出炭高をみると、大正三年は六〇万トンの出炭であるが、翌四年には東見初炭鉱が水没事故のため出炭高を減らし、陸上炭鉱の数が減ったことも加わって四二万四三七〇トンと前年比で約一八万トンの減少を示している。しかし、その後は大戦ブームの影響もあって毎年ほぼ二〇万トン増のペースで大幅に出炭を伸ばし、大正八年には一三〇万トンを超えている。戦後恐慌の影響から次年度以降はやや落ち込むが、大正十三年には一六〇万トンを突破している。そして炭鉱数の減少から大正十四年に約一四四万トンに落ち込んだ後、毎年ほぼ一五〇万トンを超える出炭を行っている。

つぎに内訳をみると、時代を経るにつれて陸上に鉱区を持つ中小規模の炭鉱の数が減少し、海底に鉱区を持つ沖ノ山系列（渡辺祐策、高良宗七、庄晋太郎）と東見初系列（藤本閑作）、鈴木商店が経営し後に大倉炭業に譲渡される沖見初炭鉱の占める割合が大きくなっている。順調な出炭の増加は基本的には以上の三系列が経営する海底炭鉱によって支えられたといえよう。しかし徐々に大規模炭鉱と中小規模の炭鉱との差が開いているものの、その差が特に顕著となるのは大戦期を経過して大正末年にさしかかっていた時期であり、それまでは様々な規模の炭鉱が群集して採炭を行っていた様子がわかる。これらの炭鉱が販売を共同組織で行い、石炭の統一配給、受け渡しの監督、集金の便宜などをはかること<sup>(9)</sup>で、

表6 宇部地域における石炭産出高

年次	A										B						A+B	
	渡辺祐策		高良宗七		庄晋太郎		藤本閑作		鈴木商店、大倉炭業		沖ノ山、東見初系列、 沖見初合計		その他宇部		宇部合計		坑数	割合
	沖ノ山	第二沖ノ山	西沖ノ山	鶴ノ島	大正	東沖ノ山	東見初	西見初	沖見初	産出高	坑数	割合	産出高	坑数	割合	産出高		
大正3年	223,964				65,806		98,604									600,103	11	100
4年	225,814	31,033			71,588		34,732			388,374	3	64.7	211,729	8	35.3	424,370	6	100
5年	282,035	88,007			58,491		124,887			363,167	4	85.6	61,203	2	14.4	688,821	9	100
6年	279,931	143,239					244,188			553,420	4	80.3	135,401	5	19.7	877,549	9	100
7年	321,831	166,028	29,236				329,951	30,530		697,888	4	79.5	179,661	4	20.5	1,148,273	10	100
8年	395,247	188,240	132,234				353,712	72,042		919,088	5	80.0	229,185	5	20.0	1,331,850	10	100
9年	408,715	145,566	176,221	50,394			307,721	84,640		1,162,968	5	87.3	168,882	5	12.7	1,255,858	11	100
10年	454,364	152,780	166,468	74,591			319,135	86,149		1,184,169	7	94.3	71,689	4	5.7	1,279,578	8	100
12年	408,213	221,133	190,148	28,403			185,709	86,393		1,235,535	7	96.6	44,043	1	3.4	1,320,185	9	100
13年	409,706	204,592	172,545	172,545			129,691	86,393		1,547,900	8	99.2	10,293	1	0.8	1,643,805	10	100
14年	657,996		178,364				197,338	243,150		1,309,892	8	94.2	95,905	2	5.8	1,439,820	7	100
15年	937,545						171,672	263,083		1,400,068	5	97.2	39,752	2	2.8	1,504,962	6	100
昭和2年	946,187						70,337	328,105		1,615,911	4	95.2	72,406	2	4.8	1,544,839	6	100
3年	950,609						66,337	369,656		1,593,939	4	97.1	44,271	2	2.9	1,498,589	6	100
										1,456,158	3	97.2	42,431	2	2.8	1,498,589	5	100

出所：『本邦鉱業の趨勢』各年度。  
 注）その他宇部は宇部炭業組合に関係すると思われる在来の鉱業権者（新谷軍二、藤野久一、今井進一、浅積泰藏、国重時右衛門、藤田勝之介、前田喜代助、藤田彰、藤井友吉、金山小四郎、桂統一、一三三伊重、植田貞太郎、藤本太一、竹中初太郎ほか）である。

販売を有利に展開しようとした。

続いて、図1によって明治期から大正期にいたる宇部炭の価格変動を確認する。

明治末年まで石炭価格は横ばいであったが、大正期に入り緩やかに上昇のきざしをみせはじめている。大戦ブームの影響から大正五年から六年にかけて炭価は倍加して高騰し、大正八年には六年ベースでさらに二倍、五年ベースでは四倍にまで上昇した。その後炭価は大正九年五月をピークとして反落しはじめ、沖ノ山五段塊炭価で見ると、ピーク時には一二円五〇銭であったものが九年末には九円七五銭、一〇年末には九円一〇銭、一一年末には八円七五銭、一二年末には七円九〇銭と低下していった。基本的には全国的な炭価の趨勢と同じ軌跡を宇部炭も描いた

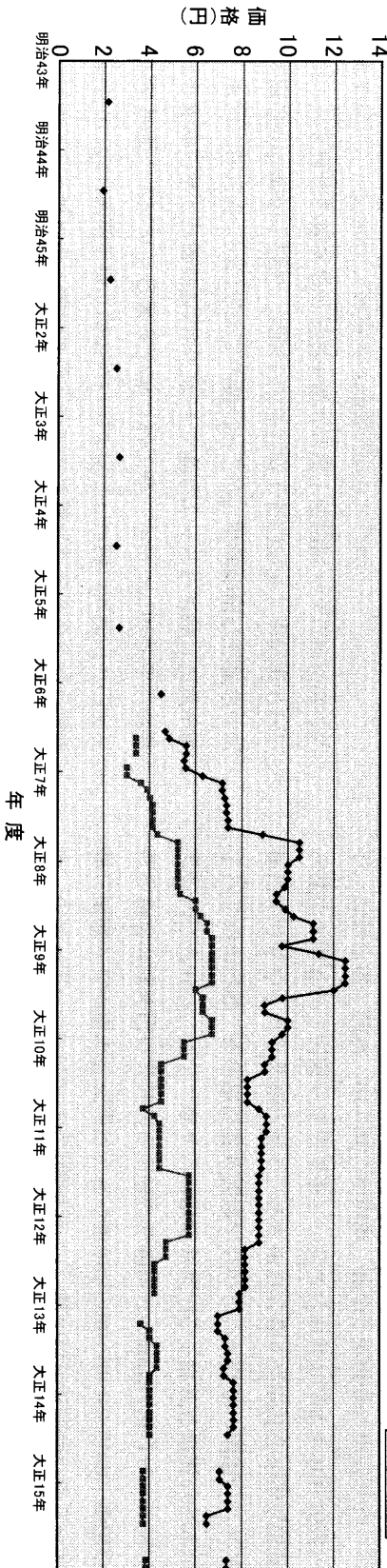
といえるが、詳細は後に検討することとしたい。

以上の出炭と炭価に関する概要をふまえた上で、以下まずは、大正三年から九年までの期間について、市況を中心としながらみていくことにしよう。

### (二) 大正三年～大正九年の市況

大正二年以来炭価は好況を博していたが、大正三年三月頃より氣勢をそがれ、五、六月の頃は「沈底の極み」に達した。しかし第一次大戦勃発の影響が宇部炭界にも現れ、八月初旬より炭価はにわか高騰しはじめた。この間の現象についての炭鉱業者の見解は、①戦乱の影響を蒙り各地とも前途に需要の増大を見越したこと、②例年二十日前後は海上

図1 沖ノ山石炭1函(約900～1,000斤)あたり価格



出所：『宇部時報』

不穩の憂慮から船舶の往来が減じ海運業不振の時期のため各地共供給の不足を生じたること、③近來種々の事情により元山炭の出炭量が減じていることであつた。③に關しては大正二年四月に渡辺祐策の經營する神原炭鉱と高良宗七の經營する西沖ノ山炭鉱が採掘を終了したことを指すものであろう。期末において価格は下落の趨勢をしめしたが、初夏以來依然として不振であつた九州の炭況に比べれば大正三年の宇部炭は安定した活躍をみせたとされ、これは五段炭の特質が漸次需要地に認められ用途が拡大したためであつたといふ。

しかし大正四年に入り炭価はさらに下落し、沖ノ山炭鉱の大派切込炭一函の値段が大正三年一月の一円六一銭から大正四年九月には一円一錢に三割強の低落を示して、長生、東瀧の五段塊炭切込炭も同様に価格を下げた。年末には、大阪において大典博覽會に大阪の石炭同業組合が各地の石炭を出品することになり、宇部炭業組合よりは沖ノ山、長生、新長澤三坑の五段炭が出品された。そして十二月六日、五段炭は金杯を授与され、九州無煙炭と三池炭は銀杯、その他の數種が銅杯もしくは賞状を受け、高い評価を宇部炭は得た。

大正五年に入り炭価は上昇した。十月八日、炭業組合は五段塊炭切込炭の値段を一万斤につき二円、粉炭は一円の値上げを行い、十二月十四日の販売會議でも更に値上げが決議された。この時期においては大阪方面の宇部炭はほとんど品切れ状態で、たまたま入荷するものも契約炭ばかりで小売は皆無であつたといふ。ただ炭価は上昇に向かつていたものの、運賃は七円五〇錢だったものが一五円と倍額になり、四国方面では四円五〇錢が一二元にまで上昇して、採炭賃も沖ノ山炭鉱では大正五年上半期では五〇錢内外であつたものが大正六年初頭には平均九五錢にま

で上がったとされる。加えて天候により貯炭も増え、万一の乱売を防ぐため銀行とも協定して融通の道をひらいたとされている。特に船舶の不足は問題であつたようである。大正六年二月には九州方面の運賃値上げによつて多くの船が宇部を通り抜け若松に向かうので、小蒸氣船を派遣し途中の港湾に仮泊している船舶を出迎へにいつたりした。各地への運賃は一定の規定を設けたものの、船舶欠乏の結果運賃の競争となつて契約船は引く手数多となり、これに対し炭業組合は断固たる処置をとるとした。

大正六年は、不需求期である春先になつても五段炭の値は下がらず、五月に一時崩れたもののその後は需要が減る夏季になつても値上げを続け、売れ行きは好調であつた。夏季に入つては大派炭の値上げが行われた。六月七日の販売會議では一〇〇二〇錢の値上げが行われ、沖ノ山の建値は二円から二円二〇錢の規定となつたが、二円以上になつたのは日露戦後に一時あつたのみで、空前の相場であつた。この値上げは各塩田業者が、例年をふまえ値下げを予期して買い控えていたのを、快晴が続くため注文に転じたからであるといふ。その後も炭価は上昇し続け、七月には三回の値上げが決議され二円七〇錢（沖ノ山）となり、八月五日にはさらに三〇錢の値上げがなされた。その後炭価の騰貴につれ五段炭の代用に使われるむきも多くなり、大派炭は塩田需要の減退も克服した。五段炭も一万斤五円の値上げが決議されたが、大阪の需要はなお値上げの余地があるとして更に引き上げの協議がされ、十三日には決議が行われた。これにより炭業組合は大阪行き運賃に対し万斤二円の値上げを発表した。これには当時、東見初は坑夫の数が足らず、沖ノ山は採炭地域の關係上以前ほどの出炭が出来なかつたため出炭量が少なく、容易

に船舶に積込みの順番が廻らなかつたために船主が若松方面へ行くという状況であつたので、その引止策の意味もあつたようである。十月から年末にかけて炭価は下落し、運賃、採炭賃とも値下げが行われたが、年末にかけて特に大派炭の価格が上昇し、五段炭も十二月には値段の改定が行われた。

大正七年は前年の景況を引き継ぎ、初頭から炭況は強含みであつた。一月だけでも五段塊炭(沖ノ山)は六円三〇銭から七円一五銭となつた。これには需要期であることに加え、阪神地方における競争相手であつた桐野炭鉱の爆発も影響したという。阪神方面においては炊事用として需要が増加していたが、工業用においても九州炭と混用されるなどして需要が薄くなる春先においても販売は順調であつた。大派炭も一月は塊炭切込炭それぞれ三〇銭の値上げがあり、冬季にもかかわらず塩田市場は需要旺盛であつた。二月には高松塩田業者の申し込みにかわる大派炭売買契約上の要件と、同炭の値上げが付議された。塩田需要期にさしかかる三月は二月に比してさらに六〇銭の値上がりで、大派炭が不足する場合にも五段炭が混用されるものとの観測がなされた。四月から八月にかけては五段・大派炭とも需要旺盛で貯炭は皆無となり、帆船林立の状態であつた。

この間の炭価は沖ノ山の五段塊炭七円二五銭が七円四一銭へ、大派塊炭四円が四円一〇銭への値上がりであつた。当時の石炭市場は一般に下級炭よりは上等炭の需要が多かつたようであるが、宇部炭は塩田市場に広いシェアをもつていたのでやや良好であつたとされる。八月、九月には宇部で米騒動がおき、需要地の石炭が窮迫して炭価は上昇した。その後も値上がりは続き、大正七年は前年以上に塩が不足したこともあつて、

塩田市場むけの大派炭の先行きは楽観視されていた。岡山方面では石炭の全需要は一一五万トン、うち四五万トンが塩田用炭であつたが、大正七年、宇部炭は三三万四九〇〇トンを岡山方面へ供給し供給炭のシェアは三四%を占めた。これは三井二一五〇〇〇トン(二二%)三菱七万九六〇〇トン(八%)をおさえて一位の数値であり、三井物産石炭部において「鹽田ノ商賣ハ元山炭ノ出炭如何ガ将来ニ於ケル重大問題ナリ」とされたことは、大派炭を中心とする宇部炭が近隣地域、とりわけ塩田市場に強い支配力を持つていたことを裏付けるものである。また、当時沖ノ山が採掘していた大派は従来のもものと比べても特に優良であつたように、五段炭が騰貴した際に加味炭としても需要にこたえた。

大正八年は、年初以来安定した炭価を維持し、六月の炭価は沖ノ山の五段塊炭九円五〇銭、切込炭八円六〇銭、粉炭七円で、大派塊炭六円、切込炭五円、粉炭三円六〇銭と、前年に比しさらに上昇している。広島、四国、山陰方面の石炭需要は一年間九〇万トン、うち三二万トンの需要は塩田市場であつたが、塩田市場は前年天候不良により製塩高が減少したため、政府が製造工場を直轄し再製に努めたので、広島、四国山陰方面の塩田向け需要は五万トンの増加をみるものとされ、近隣市場の需要も旺盛であつた。また、全国的な上等炭の払底の一方、宇部炭の声価もあがり東京方面にまで歓迎されつつあつたという。大阪方面の荷揚げも順調で需要に応じきれないほどであり、鉱業組合は大阪神戸契約船に限り運賃一円の引上げを実施した。

沖ノ山の五段塊炭の価格は大正三年に二円六八銭であつたものが当時は九円九〇銭であり、炭価は開戦前後に比べ約四倍の騰貴となり、株価も額面価格二〇〇円に対し六月は八五〇〇円、七月は九五〇〇円、九月

に入ってからは一三〇〇〇〜一七〇〇〇円にまで跳ね上がった。<sup>(8)</sup>この間の宇部炭田の生産費は大正三年がトン当たり三円だったのに対し大正八年は七円一〇銭<sup>(9)</sup>と炭価の上昇幅に比して低くおさえられており、インフレ下の貯蓄効果は大きかったものと推定される。特に炭質が他炭鉱に比べ優良で石炭価格が高かった沖ノ山炭鉱は、これをもとに、負債を抱え古河鉱業への売却が検討されていた高良宗七の経営する西沖ノ山炭鉱を、本鉱の附属設備一切と七二万八〇〇坪の鉱区を含め一〇〇万円で買収した。さらに高良が所有する鉱区一九〇万坪を五〇万円で買収し、これには破格の値上がりを見せていた沖ノ山の株式五〇株をあてた。<sup>(10)</sup>大規模化への足がかりを大戦ブーム期に築いたのである。なお大正八年に三井物産石炭部は「宇部鑛業組合地元指定問屋設定ト當社備船問題（六月）」として以下のような報告をしている。

同組合ニテハ従來同地ニ於テ石炭問屋兼帆船問屋トシテ元山炭買積船買炭周旋並ニ各坑ヨリ買入又ハ委託送炭ニ従事セル三十餘名中ヨリ二十六名ヲ選出ノ上今回地元指定問屋ヲ設定同組合炭ノミヲ取扱ハシムルコト、ナリタリ、其結果當社備船ニ多少困難ヲ來スベシ<sup>(11)</sup>

つまり、宇部鑛業組合が地元の回漕問屋を指定問屋として専属的な契約を結ぶことで船舶不足の解消をはかるとともに、競合する他社の備船を排除したのである。帆船の調達は石炭販売にとって重要であり、流通の組織化をはかったものといえるであろう。

大正九年に入り炭価はさらに上昇した。二月の大阪市場の価格は「開關以来の高価」であったとされ、沖ノ山の五段塊炭一二円五〇銭、切込

炭一〇円四〇銭、粉炭八円四五銭で、大派塊炭六円七〇銭、切込炭五円五〇銭、粉炭三円八〇銭となった。<sup>(12)</sup>沖ノ山の株価は三万三〇〇〇円以上となり一株を二〇株に、東見初の株価は六〇〇〇円（額面二〇〇円）となつて一株を一〇株に株式の分割を行うこととなった。<sup>(13)</sup>

しかし五月に入ってから、財界の動揺は宇部炭にも影響を及ぼした。炭価の下落を見越して、塩田用炭では前年度と異なり長期の契約は皆無となり、その都度で必要に応じて購入するようになった。<sup>(14)</sup>宇部では、当初は前年以來の諸経費の暴騰を補填するため、価格の引き下げは行わず運賃と坑木の価格を値下げし転嫁することでのしのごうとしたが、<sup>(15)</sup>財界の恐慌は宇部炭の得意先である阪神方面の小工業にも打撃をあたえ事業の縮小・中止があいつぎ、折からの家庭用炭の不需要期にも直面して、安治川には六〇〜七〇の船舶が積荷のまま繫留されるようになった。需要者は値下げを見越して強硬な態度に出るので、問屋は苦境にたち値下げの実行を唱えはじめ、万斤五銭の値下げを行うことになった。このような状況から宇部の中小炭鉱である王子炭鉱と見初炭鉱は事業を中止することとなった。<sup>(16)</sup>

しかし、大正九年の年末の炭価は沖ノ山の五段塊炭九円七五銭、切込炭七円六〇銭、粉炭五円で、大派塊炭六円七〇銭、切込炭五円五〇銭、粉炭三円八〇銭であり、年始めに比べやや下落したものの、基本的には安定した水準で推移したのである。最後に大正九年度における宇部炭の需要地域をみると中国地方（含山陰）三八万九八〇〇トン、四国地方二八万一八〇〇トン、近畿地方（含大阪）二五万三八〇〇トン、兵庫一五万九八〇〇トン、伊勢湾一万六〇〇〇トン、九州七三〇〇トン、呉三〇〇〇トン、その他一七万五〇〇〇トン、計一二八万六五〇〇トンとなつ

ている。<sup>(8)</sup>

以上をまとめる  
と、表7に示す  
とく、第一次大戦  
開戦以来宇部石炭  
鉱業は全国的な動

表7 沖ノ山五段塊炭  
6月中値段(1  
函)

(単位：円)	
年	値段
明治43年	2.13
44年	1.93
45年	2.23
大正2年	2.52
3年	2.68
4年	2.52
5年	2.68
6年	4.20
7年	7.33
8年	9.90

出所：『宇部時報』6  
月22日。  
注) 数値は各年度6月  
中のもの。

向と照応するように、石炭需要の伸びと炭価の上昇を享受し順調な発展  
を遂げた。そして、大正八年の末年から大正九年の春にかけて価格が  
ピークに達したのち、第一次大戦後恐慌による動揺から需要が停滞し価  
格は下落したが、これを持ちこたえ安定した価格を維持したのである。

表8 長州炭の大阪港移入数量

	大正5年	大正6年	大正7年	大正8年	大正9年	大正10年	大正11年	大正12年	大正13年	大正14年	大正15年
1月	11,853	11,758	3,962	13,734	15,912	20,270	22,736	18,453	29,396	26,316	31,041
2月	11,225	15,427	17,410	22,638	15,471	16,836	19,707	27,917	29,189	31,138	29,400
3月	14,737	17,027	24,795	25,535	17,810	19,755	21,194	24,974	25,732	31,154	22,500
4月	14,333	13,894	20,483	20,036	23,529	20,593	25,034	20,227	19,950	28,388	24,592
5月	9,522	12,244	13,375	17,299	20,075	19,247	21,260	21,705	22,867	26,129	23,997
6月	6,771	12,002	19,814	16,689	15,100	14,910	15,117	17,509	21,264	34,627	26,207
7月	7,423	13,503	13,627	17,128	12,437	16,278	15,637	27,004	25,775	23,090	28,145
8月	6,875	15,196	10,451	21,659	11,325	19,829	12,206	19,728	19,655	23,730	21,267
9月	7,921	17,920	15,412	16,433	15,864	20,769	16,198	25,382	22,661	20,430	25,110
10月	12,965	18,912	17,195	19,318	22,376	20,167	20,375	24,965	28,699	26,339	33,207
11月	13,398	19,748	16,101	17,535	18,520	18,868	19,688	27,807	25,418	21,173	29,553
12月	16,839	17,223	20,627	16,854	18,924	18,492	22,408	27,300	33,194	32,421	37,104
計	133,852	184,854	193,252	224,858	207,343	226,014	231,560	282,971	303,800	324,915	332,123
全国	1,880,093	2,436,121	2,600,214	2,598,902	2,262,384	1,818,182	2,320,046	2,827,987	2,618,466	2,781,576	2,922,284
シェア	7.1%	7.6%	7.4%	8.7%	9.2%	12.4%	10.0%	10.0%	11.6%	11.7%	11.4%

出所：『筑豊石炭鉱業組合月報』各号。  
注) 1斤=600gで換算。

表8は当該期とその後数年間も含めた、宇部炭に該当する長州炭の大阪  
港移入高であるが、大戦期から基本的には毎月のように移入高を伸ばし、  
大正九年は数量こそやや落ち込むもののシェアは逆に伸ばして、需要期  
である冬季から春先を中心に全国に比べて安定的な販売を行い、大正十  
年から大正十五年にかけてはさらなる飛躍を遂げている。その後の時期  
については後に分析するが、この伸びには家庭・小口営業用炭の需要増  
加も影響したものである<sup>(9)</sup>。宇部炭は一〇年間に数量で二・五倍、シェ  
アでは四％～五％の伸張を果たしたのである。

また、宇部鉱業組合は船舶の供給に対する対応や博覧会への宇部炭の  
出展などを通じて、流通を掌握し販売の促進をはかった。そして運賃価  
格や販売価格の決定、さ

らには回漕問屋の専属契  
約による組織化を鉱業組  
合で行うことで、炭鉱業  
者は可能な範囲で市場と  
流通の統制を行っていた  
のである。

つきに、以上みてきた  
期間を対象として、宇部  
鉱業組合と指定問屋の関  
係と機能を追いつつ、こ  
れを通して鉱業組合の  
販売活動を明らかにする。

(三) 宇部鉱業組合と指定問屋による販売活動

大正六年、鉱業組合出張所を通じて各問屋にしか宇部炭は配給をされない規定であったが、直接炭鉱と取引を行い規定に違反する者が多くなり配給に不公平を生ずるようになった。これに対して鉱業組合は現金買い、または炭鉱の指定によるものといえども規則違反として制裁をくわえる方針とした。<sup>⑤</sup>

大正六年九月、炭価の暴騰に乗じて指定問屋のなかで「法外な口銭」を課すものがあらわれ需要者に悪影響を与えるようになったため、九月十八日、弊害を矯正するため京阪地方の問屋で会合を行うことになった。<sup>⑥</sup>十九日から二十一日にかけて鉱業組合事務所において意見交換の結果、従来の関係者を一同とする合資会社を組織し、販売経営にあたることにした。これを受けて大阪の元山石炭出張所は、加藤、中村、山川、宗像、西尾の指定問屋と協議し、これら五名で合資会社を組織し出張所管理のもとに販売事務を取り扱わせ、大阪地方の需要者が出張所が発表する一定の価格により安心して購入できるようにはかり、十月八日に実施された。<sup>⑦</sup>なお、宗像商会は新たに指定問屋に加わったものである。問屋側が不承々々にもこれに応じたのは、独占の看板を失うのを恐れたからであるとされる。<sup>⑧</sup>しかし、この販売合資会社は社員である旧指定問屋と出張所との間に意思の疎通を欠き紛議を生じ、各鉱出張所取調べの結果、販売方法改正は時期尚早との結論に達して実施を延期することとなり、十一月には各指定問屋は従来の通り宇部炭の販売を行うことになった。<sup>⑨</sup>この間の炭価は、需要が減じたことと販売方法の改革もあって四五〜八〇銭の下落を示しており、<sup>⑩</sup>価格の不振が影響したものと考えられる。また大阪における石炭荷揚げの際には、出張所より立会してこれを監督する

表9 宇部鉱業組合指定問屋 (大正7年1月1日現在)

所在地		名前	
大阪	北区安治川通	加藤佐兵衛	
	"	山川庸之助	
	"	中村重太郎	
	"	宗像半之介 西尾小五郎	
神戸	—	神戸元山石炭合資会社	万俵兵太郎 小島治平 西元保太郎 奥野謙次 河村宗一
京都	京都市二条駅前	京浜元山石炭合資会社	松田秀知(代表社員)
堺	堺市吾妻橋通	福原定太郎	
	堺市大浜海岸通	長澤恒次	
	堺市栄橋通	山本吉平	
岸和田	泉南郡岸和田	上林安太郎	
	"	熊岡栄次郎	
阿波	徳島市撫育町	米谷徳次郎	
	徳島市佐太町	美馬半四郎	
讃岐	高松市兵庫町	住吉仙太郎	
	"	柳沢謙治	
	"	和田重吉	
岡山	岡山市天瀬町	木原通一	
	"	山尾精一	

出所：『宇部時報』大正7年1月1日。

ことにもなっていたが、この経費は一万斤につき五銭から一〇銭に引き上げられた。<sup>⑪</sup>表9は大正七年一月における宇部鉱業組合指定問屋一覧である。明治四十一年のものと比較すれば、香川県に設置した指定問屋の数が減少し、大阪、神戸に加えて、京都、堺、岸和田、徳島に新たに指定問屋を設置していることがわかる。いつからかはわからないが、神戸と京都はそれ

それぞれ資会社を設置して宇部炭の取り扱いを行っている。また岡山にも二件の指定問屋を設け、指定問屋を山陽地域にも広げている。大正七年の六月には広島県福山市の石炭商野島直次郎及び福山協業社と特約し、同地の指定問屋とした。

ところで大正七年、三井物産石炭部では以下のような報告が行われた。当時三井物産は、宇部とその近隣地域において操業していた、大日本炭鉱が経営する本山炭業所（一四四〇一五トン）と、三井の地質調査部を経て沖長炭鉱に属していた鉦区と三〇万五〇〇坪と機械を一三万五〇〇〇円で買収した丹羽長蔵が経営する新長生炭鉱（七万九〇〇〇トンの石炭を一手販売しており、また一手販売ではないものの西見初炭鉦（三万トン）の石炭を臨時買い付けとして取り扱っていた。

大阪トシテノ重要問題ハ一ツハ前ノ船ノ問題ト一ツハ元山炭ノ販売ニ付テナリ、元山炭ヲ大阪地方ニ移入スルハ指定問屋ニシテ元山炭組合ナルモノアリ當社ハ之ニ對抗スル事仲々困難ナリ、之ニ對抗スルヨリハ寧ロ地元ニテ指定問題と妥協スル方良シ：：當社ハ指定問屋ニ加ハリ居ラザル為メ他ノ元山炭ヲ賣ル事出来ズ又森川、宗像ノ如キハ指定問屋ナルヲ以テ當社ノ元山炭ヲ取扱ハズ元山炭以外ノ當社石炭ヲ多量取扱ヒ居ルニ拘ハラズ斯ル不都合ナル状態トナリ居レリ（読点は筆者）

これによると、宇部炭業組合が大阪に指定問屋を設けたため、三井としては元山炭の販売において対抗が困難であったこと、その原因としては、炭業組合と指定問屋の間に炭業組合以外の元山炭を扱ってはならな

いという契約がなされたためであることがわかる。炭業組合は指定問屋を設けることで、需要地の販売網を掌握するとともに、品質面で競合する他資本が経営する炭鉱の市場進出の排除を行ったのである。

さて、先ほどもみてきたように、大正九年は第一次大戦後恐慌が宇部にも押し寄せ、宇部炭の販売も転機を迎えた時期である。以下では当期における炭業組合と問屋の関係をみていき、不況への対応を明らかにする。

大正九年七月、阪神方面において五段炭は一ヶ月以上の先物でなければ取引が行われないほどの苦境にたっていた。これらの市況への救済策を講ずるため、炭業組合大阪出張所と指定問屋は折衝を重ねた。その結果、問屋側においても好況時における恩典にかんがみ、多少の犠牲ははらっても極力宇部炭の消化運動に努力し、販路の死守と産地の窮乏を助けることとなった。そして具体的な対応策として、指定問屋は「責任販売量度」を取ることになった。これは指定問屋が各自炭鉱別に一定の販売数量を負担し、もし責任数量を販売できなかった場合には指定問屋の権利を解除するというものであった。七月初頭の契約量は月別二二〇〇万斤計りで一日平均七三万斤であり、これが成功すれば大阪以外の各地にもこれを採用すべきであると主張が多かったという。これを受けて、産地側においても消化運動を後押しすべく五段各種一〇円の値下げを行い、問屋側の奮闘と産地側の積み出し制限により市況を乗り切ることとなった。その後の経過は成績優良で、七月十五日までの半ヶ月間の報告ではいずれも責任量を突破してほとんどが月額額の三分の二に達し、結果として大阪地方の五段炭の貯炭は著しく減少して一ヶ月分を支えられないほどの状況となり、最終的に七月中の責任数量は達成されるに

たった。

八月にはこの結果を受けて、今度は炭鉦側が問屋側に譲歩を示し、販売方法の修正がなされた。その主な点は、責任数量以上を売りさばいたものに対し、炭鉦側が一定の割戻金を交付するというものであった。具体的には「沖ノ山東見初第二沖ノ山の三炭鑛に於ける塊切に對しては一萬斤に付き金五圓宛上記三炭鑛の粉炭及び西見初の塊切に對しては同上三圓宛」との規定が設けられ、これは炭鉦側にとっては実質的な値下げを意味した。しかし責任数量を売さばけなかった問屋には指定仲次の權利を解除するという規定は維持された。なお、各指定問屋の責任数量は沖ノ山八五六万斤、東見初六八万斤、第二沖ノ山四〇三万斤、西見初二四一万斤、合計二一六八万斤であった。<sup>(8)</sup>これは大正九年度の出炭高であれば、規模が小さく炭価が安い第二沖ノ山と西見初に若干有利な値である。

ところでこの間の宇部炭は、中国四国筋の小工業や風呂屋、酒醬油醸造業などに使用される量を年々増加させていた。このような状況から八月、広島地方の石炭同業組合が協力して会社を組織し、特定販売機關をつくりたいとの議がおこった。<sup>(9)</sup>九月に入り広島市の石炭商の代表四名が宇部に訪れ、鉦業組合と協定の結果これが実現されることになった。その方法は、広島市における石炭商二八名を株主として一株五〇円、二〇〇株の株式会社元山石炭元扱所を設立し、会社は一定の責任数量を負担してこれを社員である石炭商に配分するというものであった。責任量は目下の取扱数を標準として一ヶ月五〇〇万斤以上と定められ、この取扱手数は一万斤三円と規定して、その半分を会社に積み立て一般社員に配当し、半分は直接これを取り扱った社員の所得とすることになった。

この方法によれば、一面には不況時における乱売を防止するとともに、炭価暴騰に際しても仲介者が暴利をむさぼることができず、その結果需要者に安心をあたえると同時に、産地としても無益の出炭を制するため、双方とも確実に取引ができるものとされた。<sup>(10)</sup>

また大正九年十月、岡山市の指定問屋は木原、山尾、宗像、共栄社、今城、篠原の六名であったが、責任販売数量を一ヶ月七〇〇万斤と定めこれを遵守させることとした。<sup>(11)</sup>岡山市には正準二種の指定販売者を設けていたが、宇部炭の取扱いに差別待遇を行うのはよくないとし、広島と同一の方法により石炭商全部を網羅する会社組織をつくるべきとする説が有力となったとされるが、残念なことにこの帰趨は不明である。しかし、中国地方における宇部炭の販売方法改善は宇部炭の信用と売れ行きにおいて確実な発展を遂げつつあり、指定販売人はよく徳義を重んじて堅実な取引につとめたとされる。<sup>(12)</sup>これには一定の区域を侵したり、炭種を偽る不正行為があった場合には積込みを謝絶し制裁を加えるものとした、鉦業組合からの監視によって補完されていたことはいままでもない。<sup>(13)</sup>

以上みてきたように、宇部鉦業組合は指定問屋を通じて販売価格の統制をはかると同時に、市場の動揺に對して積極的に介入した。そして問屋に独占的な販売権を与えらるとともに、それを手段として競合炭の排除をはかり市場競争を優位に進めた。これは地元回漕問屋の組織化の際にも、同様の機能を持つものである。独占権の付与は価格だけではなく、鉦業組合の問屋に對する支配力を強化するものであった。第一次大戦後の恐慌期において責任販売量制度を採用できたのはそれゆえのことである。市場に近い問屋との交渉により鉦業組合は対応をかえていったが、

基本的には鉱業組合主導のもとに価格調整、契約内容の変更を軸として、柔軟な石炭販売を行ったのである。さらに、鉱業組合は指定問屋の販売網を各需要地に広げるとともに、責任販売量制度を大阪から他の地域に範囲を拡大した。そして単に範囲を広げるだけでなく、その方法もより精度が高いものに改良し採用したのである。鉱業組合による市場の掌握は、大戦期から戦後恐慌期における宇部炭販売を順調なものにさせたといえるであろう。

(四) 大正十年～大正十四年の市況と販売活動

つづいて、戦間期における市況と販売活動の状況を、石炭鉱業連合会(以下、連合会と省略)との関係にも留意しながらみていく。この時期の宇部石炭鉱業に関してはすでに荻野(一九八三)で検討が行われているが、新たな事実をつけ加え深化させたい。

その前に、表10によって大正十二年から大正十五年までの宇部炭の送炭高を需要地別で確認し、以下で検討する期間の概観に資することとしたい。大きく分けて次の三点を指摘することができる。

第一に送炭高が毎年順調に増加しているという点である。大正十二年は一一五万七九八トンであったものが、大正十五年には一三三万三一四トンと二〇万トン近い増加を示している。第二に瀬戸内、阪神地方が主要かつ安定的な需要地として他地域を大幅に引き離しているという点である。特に阪神地方への送炭高は毎年伸びており、大正十五年には瀬戸内地方を抜いて第一位となっている。これには家庭用炭の需要増加が影響したものであろう。第三に京浜地方への送炭が急速に伸びているという点が指摘される。大正十二年に二万八三八九トン(二・五%)で

あったものが、大正十五年には一二万トン(九・一%)を超えるに至り、有力な需要地として台頭している。

表10 宇部炭の需要地別送炭高

(単位:トン)

	大正12年		大正13年		大正14年		大正15年	
	送炭高	%	送炭高	%	送炭高	%	送炭高	%
瀬戸内	579,964	50.1	572,244	47.6	590,022	47.8	565,618	42.4
阪神	476,820	41.1	487,714	40.6	499,898	40.5	583,344	43.8
京浜	28,389	2.5	71,703	5.9	90,024	7.3	121,456	9.1
伊勢湾	2,353	0.2	5,512	0.5	6,655	0.6	5,337	0.4
山陰	966	0.1	872	0.1	2,095	0.2	3,588	0.3
九州	0		0		0		6,522	0.5
その他	59,363	5.1	60,483	5.0	41,812	3.4	24,001	1.8
上海	10,126	0.9	3,207	0.3	2,725	0.2	23,248	1.7
計	1,157,984	100	1,201,735	100	1,233,231	100	1,333,114	100

出所:『宇部産業史』156頁。

大まかにみて、この期間における宇部炭の送炭増は瀬戸内海地方への安定的な需要と、都市部への送炭の伸張によって支えられていたといえるであろう。また、上海市場への送炭が行われている点も注目される。これらをつまみ、以下では大正十年から大正十四年を対象として宇部炭の市場動向と販路開拓の検討を行う。

大正十年、炭価は持ち直すことなく九州一角から崩れた。特殊炭としての宇部炭もこれに抗し難く販路を侵害されるおそれがあったので、対応策として今一段の炭価引き下げを行うほかなくなり、一月二十六日の販売会議で万斤五円(註)の値下げを決定した。需要家は状況を注視して動かさず、「常用口」も余分の買入をな

さずに必需分を補うにすぎなかった。二月に入り、九州の出炭制限に伴ってやや引き締まりの様相となったが、依然として安持合であり、三月には大阪の市価はさらに引き下げられた。<sup>(8)</sup>

この時期、筑豊石炭鉱業組合が中心となって全国的な採炭制限を行うこととなり、宇部鉱業組合にも再三の照会があった。四月十五日、宇部鉱業組合は五月一日より過去三ヶ年平均採炭量の二割七分の出炭制限を一年間行うことを決定した。その予定出炭額は一〇九万八七一七トンであったが、過去三年間の平均産額は既に廃坑した炭鉱も含まれているので、実質的には一割の制限額であった。<sup>(9)</sup> この効果はすぐには現れず、炭価は下押し気配をみせ、五月十六日より各炭鉱は賃金を一割切り下げた。<sup>(10)</sup> 七月に入り海外輸出や出炭減少などから炭況は復調の兆しを見せ始めた。これにつれて宇部炭の売れ行きも活況を呈し、阪神地方においては幾分の値上げをみるにいたって、産地の積込みも円滑となり貯炭は減少した。

七月末には塩務局の入札により一六〇〇万斤で価格五万円の納入契約が結ばれ、これを組合五炭鉱が共同で供給することになり、販売統一に好慣例をつくった。<sup>(11)</sup> 大坂の荷揚げも好調で、九月、十月には電燈・瓦斯・紡績など粉炭を使用する工業の需要が増加し、各炭鉱の採炭量の減少と相まって粉炭一〇円の値上げが行われ、塊炭・切込炭も幾分かの値上げがなされた。<sup>(12)</sup> 十一月には注文が殺到し、粉炭のみならず塊炭・切込炭も大払底して、不況時代は産地は大阪市場に支配されていたが、反対に産地が全権を掌って市場相場を動かさんとする形勢を示したといふ。<sup>(13)</sup>

大正十一年、宇部炭は平和記念東京博覧会に出品されることになり、これを機会として従来消費地では元山炭としていた名称を宇部炭と変更

する議論がなされた。宇部に市制がひかれ、宇部セメントの設立も控えていたので商品名に産地の名称を冠することで広告効果を狙ったものであろう。これは大阪神戸方面の石炭商の要望もあり、消費者になじんだ元山の名称と併せ宇部元山炭と命名された。平和博の宣伝文には宇部炭の特性と家庭用炭として優れている旨が書かれた。<sup>(14)</sup>

大正十一年は沖ノ山炭鉱が東京へ本格的に進出した時期でもある。大正八年、すでに山中謙道という人物を派遣して宣伝に従事させていたが、運賃の関係上採算がとれず、甲府市の工場へ毎月三〇〇トン内外の送炭契約を行った。これが意外に好成績で、大正九年九月に若干量を東京へ運んだが、東京の需要者は保守的で使い慣れた石炭を容易に変更しなかつたという。山中は宇部出身の実業家である俵田瓣三郎と提携して宣伝につとめ、福原男爵などの後援を求めて華族社会への浸透をはかったが、少量の炭を汽車で送るのでは価格の関係上他との均衡がとれず、一時売り込みを中断することになった。

しかし大正十年九月、沖ノ山は再び東京へ石炭を送り、これを契機として俵田は大正石炭商会から宇部炭の売り出しを開始し、山中は四谷方面へ小売店を設け風呂屋や西洋料理店、一般家庭に使用を宣伝・勧誘した。従来東京市内で家庭用炭として用いられていたのは常磐炭であったが、無煙炭である反面火力の点では宇部炭に劣り、常磐の特等炭は一ヶ月二〇〇トンを産するに過ぎず、沖ノ山炭はその一等炭に匹敵したとされる。これを受け大阪の宗像商会も東京に支店を設けて宇部炭の販売を行う計画をたてた。<sup>(15)</sup>

一月下旬に沖ノ山炭鉱販売係である品田善四郎と大石栄作が東京へ出張し、俵田をはじめ関係者と協議を行い東京へ出張所を設置することが

決定した。品田の見込みは火力が強いという宇部炭の特性にくわえ、常磐炭が老境に入り採掘上の経費を要するため炭価が高く、炭価維持のためにトラストを組織している点から割込む余地があるというものであった。二月下旬の常磐炭は貨車の配給がよくなく、水害もあつて送炭難に陥り宇部炭は予想外の好成績を収め、これが順調に進めば沖ノ山以外の組合炭と協定して、連合販売の道もあるものと期待された。四月の時点では東京出張所のほか、山川商事、宗像商会、山中・俵田が経営する商店の三つの指定問屋が販売に従事していたが、常磐炭との競争から東京相場は大阪相場より約五円安の見当で、産地ではなるべく上等炭を選んで送出し、沖ノ山炭以外に第二沖ノ山や西沖ノ山、東沖ノ山、鶴ノ山など同系列の諸炭も一万吨程度の送出行ったという。東京への進出に関して高良宗七は、東京が都市として膨張しており販路拡張は有望であること、そのためにも完全な輸送の方法を講じることが急務であることを述べている。

また同時期において東見初炭は朝鮮方面へ販路を広げた。朝鮮は海上の距離が大阪と大差なく、大阪通いの帆船でも容易に送ることができ、る点は東京より便利であった。京城の宇都宮商会と連絡を保ち、二月中旬ころから五段炭を移送し総督府や官庁への売り込みを行った。

炭況をみると大正十一年は初旬から好調で、阪神方面では供給不足の観があり「特殊炭としての元山炭の聲價が上ると共に他炭の相場を無視して炭價が釣り上げらるゝ形勢」であつた。四、五月に入つて需要期が過ぎて五段炭の炭価は維持され、昨年の春季と対照をなした。これは出炭制限の効果に加えて東京と満鮮方面に販路を拡大した結果、従来の需要地である阪神以西中国方面への牽制となり、宇部炭の払底をつげた

ためである。従来にない現象であり、塩田方面の需要期にはいったことも加わり大阪方面での独占権が弱まった結果、大阪市場で九州炭が軟調にもかかわらず宇部炭は炭価を維持した。東京への供給を比較的廉価で行つたのは、販路拡張と関西方面への炭価調節が目的であつたとされる。

またもうひとつの新たな傾向として、需要者が石炭商の手をへずに直接取引を希望する動きがあり、西讃方面では産業組合から三〇〇万斤の申し込みがあつた。これを受けて鉱業組合は塩田市場を対象に指定問屋を介さない直接取引を設けた。このように市場の範囲を拡大させるなかで供給側の対応としても選炭を重視しはじめ、たとえば西沖ノ山では五段炭を普通の塊、切、粉の他、赤塊、赤切、赤粉、錆塊、錆切、錆粉、選出の一〇種、大派炭も塊、切、粉、選出四種の計一四種類に分類し、需要家に適切な炭を供給しようと努めた。

その後も炭況は順調に推移したが、七月に入つて東沖ノ山で出水事故が起こり、炭壁を突破して沖ノ山坑内にも浸入した。この影響で、東京向けの送炭に支障を生じるようになった。結果、八月には需要先より炭価の値上げを伝えてきたが、沖ノ山は排水活動に全力を注ぎ九月に東京への送炭を再開した。十一月には需要期に入り、販路拡張と関西方面への炭価調節のために従来は東京への供給を比較的廉価でおこなつてきたものを、常磐炭が一トンにつき五〇銭以上二円五〇銭までの値上げを決議したのに対し、トンあたり一円の値上げを決行して廉価販売を放棄するにいたつた。

なお、大正十一年における連合会との関係をみておくと、四月には連合会へ宇部鉱業組合より渡辺、藤本、高良を評議員に推薦し、宇部は初めて定時総会へ参加した。宇部側が提出した問題は沖ノ山増掘に対する

出炭制限緩和であった。<sup>(10)</sup> 大正十一年は制限率が一割二分五厘に緩和されていたが、五月から十年の基準に復帰した。その後、炭況の変化に伴って十月には八分五厘にまで制限率は下げられた。採掘制限に関しては二元来宇部炭は特殊炭として一般から認められ且つ産額も僅少である為に幾分か大目に見られて居るので稍々自由な位置に立つて居るソコ宇部炭は宇部炭としての需給関係から割り出して緩急自在の活動を遣つて居る<sup>(11)</sup>とされ、宇部はその特殊的位置から連合会に対して比較的自由的な活動を行いたうであり、この点は特に留意する必要がある。

大正十二年は、年頭から帆船が輻輳するのに対して出炭が間に合わず、滞船が増加した。<sup>(12)</sup> 従来東京では宇部炭と常磐炭は競合していたが、三月に入つてやや消費地の状況が変わり、常磐の無煙炭と宇部炭が混炭されて使われるようになった。この結果、筑豊の有煙炭が両者共同の競争相手として台頭し、朝鮮豆満江の石炭が無煙無臭を標榜し家庭用炭市場の競合者として割り込もうとする形勢となった<sup>(13)</sup>。十一月には関東大震災後の需要をつかもうと、家庭用炭を使用する際に有効な鉄製爐を提供し、需要者に宇部炭の利点をアピールして販促に努めようと計画され、爐の輸送がなされた。<sup>(14)</sup>

また、宇部炭の新需要地として上海に目をつけられ、東郷炭鋳頭取の新谷軍二が視察に赴き、将来の消化地として有望であるとされて、大派炭が混炭用として漸次その地位を占めるにいたつた。<sup>(15)</sup> 大派炭は、内地では塩田用に向ける関係上冬季の需要が低下するが、上海では四季を通じて需要がある点が有利であった。<sup>(16)</sup> 販売方法にも改良が行われ、従来は先方からの注文に応じて現金売りしていたものを、宇部市出身であり十数年上海で生系商を営み消費地の事情に詳しい西村五郎と委託販売の契約

をして売さばくことになった。<sup>(17)</sup> 六月には一ヶ月約五〇〇〇トンの大派炭を三ヶ月継続送炭する契約が結ばれ、沖ノ山と西沖ノ山から送炭した。降雨のため各炭鋳とも多大の貯炭を有していたので、幾分の緩和策となり炭価維持のためにも好都合であった<sup>(18)</sup>という。七月には東見初、第二沖ノ山、東沖ノ山の五段炭と大派炭のほか、沖ノ山、西沖ノ山、西見初の石炭も送られる段取りとなり、一五〇〇〜二〇〇〇トン級の傭船契約の交渉が行われた。<sup>(19)</sup> これにより、宇部炭は阪神中国地方を中核として東京、上海に両翼を広げたことになる。東京方面は沖ノ山炭鋳が販路の開拓を行い、同系の諸炭鋳が五段炭を主として送炭してこの調節をはかり、上海方面は鋳業組合に加盟する諸炭鋳が大派炭の送炭を行いその調節地として機能した。<sup>(20)</sup>

しかし五月に入り、五段炭は八円七五銭から八円一六銭に値下げが行われ、六月には大派炭も含めたさらなる値下げが実施され、七月一日よりの採炭賃一割引き下げが発表された。<sup>(21)</sup> これには撫順炭の移入にも原因があつたようである。『宇部時報』に掲載された某鋳業家の談では、撫順炭の運賃が宇部から大阪間のものと大差がないことが研究を要する点で、これは宇部に港湾設備がないため大船を入れることができず、帆船で石炭を送らなければならないことが原因であるとされた。そして今後の打開策としては、港湾を築いて汽船で送炭する道を開くこと、筑豊、北海道に撫順が加わり工業用炭の領域に食い入ることは不可能であるので家庭用炭として用途・販路を開拓することがあげられた。<sup>(22)</sup> 七月に入り炭界はさらに不況の色が強くなり、宇部鋳業組合では各炭鋳の幹部会が開かれ二割の採炭制限を断行することになった。<sup>(23)</sup> これは宇部独自で行つた採炭制限として注目される。八月には鋳業組合として販売会議におい

表11 大阪安治川における石炭標準相場  
(1万斤)

(単位：円)

種別		大正9年6月	大正12年8月
元山塊炭	1等	151	130
	2等	184	100
	3等	140	90
元山粉炭	1等	106	80
	2等	199	65
	3等	65	57
豊前塊炭	1等	236	130
	2等	209	100
	3等	105	80
豊前粉炭	1等	176	100
	2等	154	88
	3等	110	75
筑前塊炭	1等	236	125
	2等	199	93
	3等	163	78
筑前粉炭	1等	171	96
	2等	144	88
	3等	110	75
遠賀塊炭	1等	216	100
	2等	189	85
	3等	160	70
遠賀粉炭	1等	146	85
	2等	124	78
	3等	100	70
唐津塊炭	1等	226	120
	2等	199	90
原料炭	特等		190
	1等	200	110
	2等	170	90
	3等	150	63

出所：『宇部時報』大正9年6月26日、大正12年8月16日。

て固く炭価の現状を維持すべきとの規約が結ばれたという。

ところで、当該期の大阪の標準相場がどのようなものであったのか、大正九年のものともあわせ表11でみてみたい。これによれば、大正九年において宇部元山炭の炭価は九州地方に比べると全体的に低いものそれに準ずる価格であったこと、大正十二年にいたっては特に塊炭が九州炭を上回る価格もみせていたことがわかる。これは同時に、不況の色が濃くなっても宇部炭は下げ幅が小さく安定した価格を維持していたことを意味する。宇部炭が低品位炭であるにもかかわらず、常に高い市価を保っていられるのは家庭用炭であったためである。都市化の影響から戦間期に家庭用炭の需要が伸びていたことが、宇部炭の価格形成に好影響をあたえていた。さらには、鉱業組合が流通網を掌握することで価格形成を安定的に調節しようとはかったことも、高値を維持した原因であると考えられよう。

してきていた。当業者の談としては、昨年の浸水以来炭価を引き上げた

ため九州炭が塩田市場へ食い入ったのであり、炭価の安い上海へ移出するより、炭価を幾分引き下げてでも運賃の安い中国四国方面へ送るべきであるとされた。大派に関しては春以来不振であったとされ、冬季に入ってから鉱業組合の協議により大派炭の採掘半減が決議された。十二月に入り、鉱業組合では「共同販売方」を実施することになった。そしてまず大派炭の販売から着手することになった。方法としては、各需要地に出張員を派遣して直接需要家の便宜をはかると同時に、販売機関を設けて、従来は各炭鉱ごとに契約していたものを一手にまとめて引き受けることになった。そして各炭種の炭種によつて最低価格を定め、販売員がその範囲内において双方の事情から割り出した「公平無私の値段」で取引をすることとなった。炭価契約は三ヶ月を一期として中途に市価の変動があっても需要者側には値段の変更をさせず、もし山元の方でこ

十月は、関東大震災のために各地の石炭が阪神方面にまわった影響から売さばきがつかず、沖ノ山の五段炭函値は七円九〇銭とついに七円代にまで値段の改定がなされ、採炭賃の値下げも行われた。しかし、需要期に入つてからは荷揚げも順調に赴き、十月には四〇万斤の陸揚げをなして、これは前年度と大差ない状況であった。

ところで先程来述べてきたように、宇部炭はこの時期東京や上海へ販路を広げていたが、それが原因ともなつて、従来宇部炭が売り込みを行つていた中国四国地方の塩田用炭市場に筑豊炭が進出

れに違反した売り出しを行った際には、函あたり二〇銭の違約金を徴収することになった。これに従い鉱業組合から三名の出張員が需要地に赴き、まず高松・坂出・撫養・その他の主要地を巡回して賛同の意を取り付けた。ただちに買炭契約が成立したところもあれば、産業組合などにおいて共同購入を申し込む向きもあって、予想以上の好結果を得たとされ、これによって取引上の安全と販路の回復・拡張をはかったのである。

そして、大正十三年の年頭までの間には申し込みが殺到し、見本としての契約が総計「三万三五〇余箱」にまで達し、引き続き大派炭を使用する範囲が拡張されることが望まれた。大正十三年一月における鉱業組合の初会議で販売部では共同販売の事務進捗のため、①常議員はただちに共同販売規約並びに事務細則を作成すること、②坂出に出張所を設置し在来の指定中次人をもって常務員とし元山炭の販路を拡張し同時に炭界の状況を調査せしむること、③瀬戸内海十州塩田各地に組合より代表出張員を派遣し直接契約に努めること、が決議された。九州炭の進出は岡山坂出方面に顕著であったとされ、出張所を設置したものであろう。①の規約に関しては鉱業組合の西村事務長によって各販売員の意見を総合して作成され、販売上にヌケ売りを行った違約者に対しては箱について二〇銭の違約金を徴収することが定められた。なお一月中旬の時点で共同販売による契約量は「四万箱」以上に達し、かりに採炭額を六万一〇〇〇トンとすれば六割以上は売約済になったという。以上のような状況から貯炭は解消されていき、二月時点の出炭量では今後の契約に応じ難い状況となった。そして鉱業組合で協議の結果、従来の採掘制限を緩和して各鉱とも約三割方の増掘を行うこととし、さらに炭価の引き上げ（大派切込二〇銭の引上）もあわせて行ったのである。三月には需要期

も近づき、四月渡しの炭価をさらに二〇銭引き上げる状態であった。なお需要期である夏場の時点において、各塩田地域別のシェアは、三田尻方面は宇部炭の一人舞台で九州炭は少量を混用するのみで、広島方面は六割、徳島大阪方面は五割方を宇部炭が占めていたとされる。

以上みてきたごとく、大正十二年より大派炭に対して行われた共同販売制度はかなりの成功を収めたのである。

大正十三年初旬は大派炭だけではなく五段炭も売れ行きがよく、東京送炭の結果阪神方面の荷揚げが緩和され、他炭の下落に引き換え市況を維持しており、両種炭とも供給は不足気味であった。五段炭は不需要期に入っても気配がよく、石炭商側においても相当の手数料を得て順調に取引が行われる形勢で、四月には塊炭二円、切込炭一円の標準で引き上げがなされ、同時に運賃については従来二〇円五〇銭だったものが一九円に引き下げられ、これをもって炭鉱側は経営難の緩和にとめた。しかし六月、七月に入り市況は九州方面での貯炭と悪天候からやや軟弱となった。供給不足から出炭を増加したが、炭価が振るわず縮小政策をとったという。八月には阪神方面から炭価引き下げの交渉があり、五段炭で沖ノ山切込炭が一円、西沖ノ山が二円、その他各炭鉱が三円、塊炭は各二円、粉炭は最も大きく四円の値下げが行われる模様となった。

大派も好天気にもかかわらず、光明が認め難い状況であった。ただし大派炭に関しては、九州炭が塩田用に向けていた石炭は上海方面への手違いから送られた処分品で長くは続かず、また、製塩検査が行われた結果、カロリーの高い九州炭を使用した塩は等外品が多く返って損失を招く場合があるものの、宇部炭を使用した場合には失敗が少ないことが証明されて、坂出周辺では宇部炭の入荷を待つものが多くなった模様であ

り、八月二十日の販売会議では出張員を特派するなど、前途は必ずしも悲観一色ではなかった。<sup>(6)</sup> 大正十三年度の実送高も過去四年間のものと大差はなく、ただ、需給調節のために十月より明年一月までの四ヶ月間を通じて、再び三割の出炭制限を行うこととなった。<sup>(6)</sup>

十一月に入り、中国における内乱の影響から上海方面から注文がきて、第二沖ノ山は二回の大派炭の送炭を行った。これは現金売りの有利な取引であった。そして沖ノ山と第二沖ノ山から引き続き多量の上海への送炭を行う向きとなり、十二月には門司中徳商店の手をへて送炭販売を行った。<sup>(6)</sup> 沖ノ山と第二沖ノ山は経営者や株主が同系列であることもあり、大正十三年三月にすでに合同し宇部炭田における大炭鉱となっていた。

そして今後の経営につき連日協議が行われ、中央に本部が設けられ採掘一切はその直轄のもとに行われることとなり、さらに販売に関する業務に力を入れ、旧鉱地内の販売所を本部として別に本鉱内に出張所を設置する方針となった。浜田主任は特に従来閑却されていた選炭をこの際厳密に行いたいと述べ、全体的に宇部の炭鉱では多年の因習から単に掘り出すことばかりに熱中して良い品を売り出すことに注意が足らず、良質の石炭も選炭が充分でないために市場で不利益を蒙ることが多かったとし、その結果不況に際し他産地の石炭に圧倒される傾向があるので、販売の方針としては選炭に充分の注意を払い、優良炭を市場へ送りだして今日以上に宇部炭の声価を高めたいとした。<sup>(6)</sup> なお、合併により沖ノ山と第二沖ノ山の販売競争はなくなった。

大正十四年三月、五段炭は各地消費量の増加から炭価を維持していたが、常磐炭が東京方面移入炭に対抗すべく値下げを行ったことが阪神方面における五段炭の機先を制してやや弱気となっていた。常磐炭の値下

げは一万斤三〇円という値下げであったが、対する宇部炭は一万斤三〇円の小幅な値下げに留まった。常磐炭は鉄道貨車の配給が硬直的であるのと入山炭鉱の火災も重なって乱売を開始したとされるが、宇部炭は震災後出張所によって直売を開始し、一〇〇斤や二〇〇斤という小口先にも運搬をするなどして柔軟な対応を行っていた。大派炭は共同販売の改善による販路奪回策によって送炭量を上げたため、行き詰まりの状態にあつたが、消費者は手持ち炭をくまなく解消しつつあり炭価は「底強」であった。<sup>(6)</sup> なお一月の販売額は大正十三年の同じ月に比べやや減少気味であり、地方別にみると京浜伊勢湾方面は増加、瀬戸内海方面は横ばい、阪神方面、山陰、海外は減少であった。<sup>(6)</sup> 炭界は悲況のまま安定した姿をみせていたのである。

しかし六月に入って炭価は暴落し、大阪の滞船は一〇〇隻を突破した。石炭商も金融の逼迫で代金の回収が困難となり、得意先ですら確実なところ以外は商いをせず、販売というより掛け金の回収に全力を尽くす状態であった。販売競争は激甚となり、投売りをなすものも漸次現れ、市場は混沌たる様相を呈した。先行きに確固あるあてが見出し難く、鉱業組合は経営上生産費を縮小させるため、七月からの坑木一才五厘の値下げを決議した。東沖ノ山は入坑志願を止め自然的な出炭制限を行うこととし、東見初も同様の方針をとることとした。これは低賃金下での能率増進による貯炭増の解消をはかる政策であった。<sup>(6)</sup> このような市場の状況を受けて、鉱業組合と大阪方面の間屋は協議を重ねた。その結果、従来行われてきた責任販売量制度によって、間屋が無益の競争を余儀なくされ、炭価の乱調を惹起しているとされて、この販売制度を改正して間屋側の共同責任となし、その額を一ヶ月三五〇〇万斤と定めて各間屋が協

力して売さばきに努力することとなった。この改正はかなりの効を奏したようで、時価の安定を保つのみならず荷揚げも順調になり、六月末には一時一四〇艘を数えた滞船が七月中旬には七〇艘内外に減じ、産地側も問屋側も安心して取引をなしえるようになったという。そして八月には、一時三〇〇〇四〇〇万斤を有していた貯炭も、三〇〇四〇万斤の貯炭を蔵するにすぎない状態にまでこぎ着けることを得た。

八月の需要期に入り、大派炭は晴天続きもあつて、貯炭も消費されつくされて近来稀なる消費高を示し、炭価もやや強気を持ったという。しかし九州格安炭の出回りが多く、炭価により地盤を奪取される憂いがあったため、九州炭二号品三円七〇銭に比較し三円五〇銭という安値を唱え、一、二月の炭価を維持する状態であつた。

十一月三日、西沖ノ山炭鉱が採炭作業を全て停止することに決まつた。各地方に売り出していた西沖ノ山の石炭は、同じ名称のもと、残つた沖ノ山や東見初から従来の取引先へ引き継がれる見通しであつた。同じころ連合会の送炭制限問題が浮上し、各鉱主の協定で明年度の宇部の割当は一二〇万トンと決定した。この数値は採掘を終了した西沖ノ山も含むもので、後に西沖ノ山の出炭二〇万トンを差し引いて一三万九七七五トンとなつたが、結局宇部の調節高は一四四万九七九三トンであつた。十一月五日には西見初炭鉱も終業して、これをもって宇部の中堅炭鉱二坑が閉鎖し、宇部炭田は宇部資本である沖ノ山と東見初に、鈴木系列の沖見初という海底大炭鉱の三派鼎立という形となつた。しかし販売の合同は行われず、当分は互いに各自独特の販売方法を取ることでとなり、阪神その他に設けられた鉱業組合出張所の必要はなくなる次第となつた。これを受けて、沖ノ山は鉱業組合出張所跡、東見初は元長澤商店跡に、

それぞれが大阪へ出張所を設け、直接指定問屋と取引を行うこととなつた。

なお、表6を参照しつつ、大正十三年から大正十五年における沖ノ山と東見初それぞれの出炭量をみると、大正十三年が四〇万九七〇六トン、二万三三二八トン、大正十四年が六万五七九六トン、二万四三二五〇トン、大正十五年が九万三万七五四五トン、二万六三〇八三トンと年々増加の傾向を示している。宇部炭田の主要大規模炭鉱によるこのような増産は、中小炭鉱が終業していくなかで伸び行く宇部炭の販路を維持するための、さらには「行詰り状態ニアル鉱業ノ局面ヲ多量生産ニヨル生産費減ニヨリ展開セシメ」るためのものである。宇部炭の販売は、中小炭鉱の淘汰と大規模炭鉱の台頭という生産面での変化を受けて、新たな時代に入ったといえよう。

#### おわりに

以上みてきたことを、市場構造、市況、販売活動の三点から総括し結論にかえたい。

宇部地域の石炭鉱業は全国的規模からみれば小さいものであり、産出する石炭はカロリーが低い下級炭であつた。しかし独特の品質と地理的優位性から、塩田用炭市場と家庭・小口営業用炭市場という特定の市場において、大きく浸透していた。用途によっては、その割合は独占的ともいえるものであつた。宇部炭の特殊性は市場の評価に好影響をあたえ、価格もカロリーに比して高いものであつた。

明治期から大正末年までの宇部炭価格をみると、明治末年まで石炭価

格は横ばいであったが、大正期に入り緩やかに上昇のきざしをみせはじめた。大戦ブームの影響から大正五年から六年にかけて炭価は倍加して高騰し、大正八年には六年ベースでさらに二倍、五年ベースでは四倍にまで上昇した。この間の生産費は炭価の上昇率に比べ低く抑えられており、海底炭鉱である沖ノ山は大規模化への足がかりをつくった。その後炭価は大正九年五月をピークとして反落しはじめた。沖ノ山五段塊炭炭価で見ると、ピーク時には一二円五〇銭であったものが九年末には九円七五銭、十年末には九円一〇銭、十一年末には八円七五銭、十二年末には七円九〇銭と低下していった。

しかし、この下落は必ずしも大きなものではない。表12は九州炭塊炭と、宇部炭の中でもカロリーが高い五段炭塊炭のトンあたり価格を算出し、大正三年と大正九年それぞれを一〇〇として指数を加えたものである。その上昇の幅は九州炭に比べ大きく、下落の幅は小さい。宇部炭は基本的には全国的な炭価の趨勢と同じ軌跡を描きつつも好況期に強く、不況期に安定した価格を維持したのである。大戦後の東京など新たな需要地へ進出は、販路の開拓のみならず、従来の消費地へ対して価格の牽制を行う機能を持つものであった。さらには大戦ブームが過ぎた後も、従来の取引先も含めて、消費地への販売数量は伸びていたのである。価格と販売数量に関しては、家庭用炭の需要が増加していたことに加え、宇部鉱業組合と指定問屋による販売活動が重要な役割を果たしていた。

明治三十年、宇部地域の炭鉱業者は宇部鉱業組合を組織した。炭価の協定、労働条件および賃金の申し合わせ、主要材料購入の統一を目的とするもので、従来あった統制機関である宇部共同義会とは、地元有力者ではなく、炭鉱業者を中心とした組織という点で異なるものである。明

表12 宇部炭と九州炭のトンあたり価格

(単位：円)

	宇部炭		九州炭(門司)					
	五段塊(沖ノ山)		一種		二種		三種	
	価格	指数	価格	指数	価格	指数	価格	指数
大正3年	4.96	100	8.45	100	7.80	100	6.70	100
4年	4.67	94	8.25	98	7.00	90	5.25	78
5年	4.96	100	8.05	95	6.90	88	5.15	77
6年	8.61	174	16.00	189	13.50	173	9.50	142
7年	13.57	274	20.50	243	18.00	231	12.50	187
8年	17.59	355	28.30	335	25.78	331	20.83	311
9年	22.22	448	29.50	349	26.80	344	20.65	308
10年	15.28	308	17.00	201	14.00	179	11.50	172
11年	16.41	331	16.25	192	13.50	173	12.75	190
12年	15.11	305	16.80	199	14.25	183	13.30	199
13年	13.52	273	15.80	187	13.70	176	11.30	169
14年	13.70	276	16.00	189	13.90	178	11.00	164

出所：『宇部時報』、『本邦鉱業の趨勢』。

治四十年に入り、鉱業組合は消費地に出張所と指定問屋を設け、石炭販売を組織化して販売価格の統一や統制、買積から運賃積への転換、中間利得の除去を行った。指定問屋に対しては地域の独占的な販売権を与える一方、一定の区域を侵したり、炭種を偽る不正行為があった場合には、積込みを謝絶し制裁を加えるなど、鉱業組合からの監視を行った。

そして販売価格の統制をはかると同時に、市場の動揺に対して積極的に介入した。問屋に独占的な販売権を与えるとともに、それを手段として競合炭の排除をはかり、市場競争を優位に進めた。これは地元回漕問屋の組織化の際にも同様の機能を持つものであった。独占権の付

与は価格だけではなく、鉱業組合の間屋に対する支配力を強化するものであり、不況期においては指定問屋に対して責任販売量制度を採用し、石炭の販売を強制的に行わせしめた。市場に近い問屋との交渉により鉱業組合は対応をかえていったが、基本的には鉱業組合主導のもとに価格の調整、契約内容の変更を軸として柔軟な石炭販売を行ったのである。さらに鉱業組合は、指定問屋の販売網を各需要地に広げるとともに、責任販売量制度も大阪から他の地域へ範囲の拡大を行った。そして単に範囲を広げるだけではなく、その方法も改善のうえで採用したのである。

また、指定問屋だけではなく、状況によっては鉱業組合が独自に販売活動を行う場合もあり、大正十二年末から十三年初頭には塩田市場に共同販売制度をしいて、シエアの回復に成功した。大戦ブームが終わり、大規模化した沖ノ山炭鉱は、鉱業組合とは独自に東京へ流通ルートを開拓し、販売活動を行うようになった。しかし宇部の諸炭鉱にとつて、阪神地方や山陽地方、あるいは上海市場への販売網は鉱業組合によって担われるものでもあった。宇部炭田はそれぞれが異なる鉱業権者でありながら、地域の歴史的なつながりによって鉱業組合を結成し、生産と販売の調整を行い、集团的に対応することで、取引の円滑化と継続を行ったのである。

そして鉱業組合による市場の掌握は、大戦期から戦後期における宇部炭販売を順調なものに昇華させた。炭質の特殊性と地理的な優位性だけではなく、地元炭鉱業者と石炭問屋による市場に対応した販売活動こそが、地域内への資金蓄積に結びついたのである。

付記

本稿で使用した資料の閲覧に際して、宇部市立図書館、九州大学附属図書館付設記録資料館、財団法人三井文庫、アメリカ国立公文書館（ナショナルアーカイブスⅡ）から許可を得た。なお、本稿は二〇〇五年十月に長崎大学で行われた社会経済史学会九州部会での報告を加筆・修正したものである。

(1) これに関しては、拙稿「宇部石炭鉱業における会社制度の展開」『経営史学』第四〇巻第一号、二〇〇五年）を参照されたい。

(2) 明治期を中心として研究されてきた石炭市場研究を戦間期にまで広げ、石炭需要の長期的な変化を全国的視野から明らかにしたものととして、新鞍拓生「戦間期日本石炭鉱業の需給構造の変化について」『経済学研究』第六六巻第五・六号、二〇〇〇年）、カルテルについて論じたものとして松尾純広「日本における石炭独占組織の成立」『社会経済史学』第五〇巻第四号、一九八四年）などがある。カルテルや市場動向に関する研究も含めて個別炭田、個別企業の視点から石炭市場について論じたものとして、荻野喜弘「一九二〇年代前半における石炭鉱業連合会の活動と筑豊石炭鉱業」『経済学研究』第五九巻第三・四号、一九九三年）、新鞍拓生「麻生商店の石炭販売——プール制離脱・販売自立化期から昭和石炭株式会社成立期まで」『経済学研究』第六五巻第三号、一九九八年）などがあげられる。

(3) 俵田明編『宇部産業史』（渡辺翁記念文化協会、昭和二十八年）巻末編集後記。

(4) 本稿では、基本的に宇部炭田で産出される石炭全般を「宇部炭」と表記

する。図表などに関しては資料表記もあり「元山炭」「山口炭」「長州炭」とするものもあるが、その大部分は宇部炭田で産出されるものである。

- (5) 『燃料協會誌』一六五号(昭和十一年)七三五頁。
- (6) 『燃料協會誌』一一四号(昭和七年)二九四頁。
- (7) 『東京經濟雜誌』第七九三号(明治二十八年)四九九頁。
- (8) 俵田明「宇部炭の生産、消費現況並に其の化学的一考察」(『燃料協會誌』一六五号(昭和十一年)六八八頁)。
- (9) 『宇部時報』大正十二年八月二十六日。以下、『時報』大12・8・26と表記する。
- (10) 三井物産合名會社門司支店『第三回石炭協議會議事録』(明治三十九年四月)一四五頁(物産二〇三、財団法人三井文庫所蔵)。
- (11) 「オキは木炭同様に火鉢、炬燵にもその性能があつて木炭の三倍の火力で、価格は三分の一に当り誠に理想的燃料である」とされる。元永友助「石炭販売の回顧」(『宇部興産六十年の歩み』(宇部時報社、一九五六年)六九頁)。
- (12) 門司鉄道局運輸課編『産物と其の移動』上巻(大正十四年)五八七〜五八九、六〇七〜六〇九頁。
- (13) 前掲俵田「宇部炭の生産、消費現況並に其の化学的一考察」(『燃料協會誌』一六五号(昭和十一年)六八八頁)。
- (14) 戸島昭「宇部共同義会の創立とその財政」(『山口県文書館紀要』第一五号、一九八八年)。
- (15) 農商務省『鉱業条例制定ノ理由』(明治二十五年五月)。
- (16) 荻野喜弘「宇部共同義会における炭鉱業の統制」(『宇部地方史研究』第一〇号、一九八二年)。

(17) 前掲拙稿「宇部石炭鉱業における会社制度の展開」。

- (18) 弓削達勝『素行渡辺祐策伝』(乾(昭和十一年)一九一〜一九四頁)。
- (19) なお大正末年(大正十三年頃)において、大阪の鉱業組合出張所では各炭鉱が二カ月交代で販売事務を行つており、その他には市況報告、揚地炭価の取り決め、指定問屋への配給、代金回収の義務があつた。三隅順輔「宇部炭販売の初期」、元永友助「石炭販売の回顧」前掲『宇部興産六十年の歩み』五一、六八頁。
- (20) 前掲弓削『素行渡辺祐策伝』(乾一九五〜一九七頁)。
- (21) なお、大正十四年度において坂出の石炭消費高は内海六専売局の合計石炭消費高一〇億二八〇一萬斤中三億一七三萬斤で、総需要の約三割を消費する大消費地であつた。以上『時報』大15・6・4。
- (22) 前掲弓削『素行渡辺祐策伝』(乾一九七〜一九八頁)。
- (23) 三井物産合名會社門司支店『第五回石炭協議會議事録』(明治四十一年九月)七八〜八〇頁(物産二〇五)。
- (24) 『時報』大10・5・8。
- (25) 「三井物産」本店業務課『同業者調(商品別)』(大正十四年)一六頁(RG131: Records of the office of Alien Property, Entry #71 Mitsui & Company (San Francisco) [wwil Seized Records]; Japanese Language Reference File, box1435、アメリカ国立公文書館所蔵)。同資料では宇部鉱業組合を「營業振至極確實にして成績稍々良好」と評価している。
- (26) 『時報』大3・9・25。
- (27) 『時報』大2・5・15、大2・6・15。
- (28) 『時報』大3・12・25。
- (29) 以下記述する炭価は、宇部鉱業組合が発表する一函の値段。一函の容

量は普通「千斤函」といわれていたが、炭鉱によつては大小・炭質の軽重の点で差異があつたとされる。なお大正六年当時、沖ノ山炭鉱が実際に使用している函の容量は以下の通りで約九〇〇斤前後であり、上等炭は値段が高く量は少ない傾向があつた。五段塊炭八七〇斤位、切込炭九〇〇斤位、粉炭八三〇斤位、選出炭九〇〇斤位、大派塊炭九四〇斤位、切込炭九八〇斤位、粉炭九〇〇斤位、二号炭九〇〇斤位。以上『時報』大6・2・18。

- (30) 『時報』大4・9・10。  
 (31) 『時報』大4・12・15。  
 (32) 『時報』大5・10・15、大5・12・15。  
 (33) 『時報』大5・11・25。  
 (34) 『時報』大6・2・4。宇部の銀行業者は炭鉱に対して一般的には金融をはかつていないが、炭鉱経営者は多くが土地の有力者で銀行に出資する者が多い関係から、短期信用貸借がいかほどか有利に行われていたとされる。前掲門司鉄道局運輸課編『産物と其の移動』上巻(大正十四年)六三九頁。  
 (35) 『時報』大6・2・18。  
 (36) 『時報』大6・2・25。  
 (37) 『時報』大6・3・18、大6・4・21。  
 (38) 『時報』大6・5・6。  
 (39) 『時報』大6・7・22。  
 (40) 『時報』大6・6・10。  
 (41) 『時報』大6・7・22。  
 (42) 『時報』大6・9・2。

- (43) 『時報』大6・8・12、大6・8・19。  
 (44) 『時報』大6・11・18、大6・11・25、大6・12・9、大6・12・16、大6・12・23。

(45) 『時報』大7・1・13、大7・1・25、大7・3・24。

(46) 『時報』大7・2・3。

(47) 『時報』大7・3・10。

(48) 『時報』大7・4・21、大7・5・5、大7・6・23、大7・7・28、大7・8・11。

(49) 『時報』大7・9・8。

(50) 『三井物産』石炭部『石炭會議々事録一般會議』(大正八年九月)八〜九頁(RG131 #71 box1441)。

(51) 『時報』大7・10・12。

(52) 『時報』大8・6・10。

(53) 前掲石炭部『石炭會議々事録一般會議』(大正八年九月)九頁。

(54) 『時報』大8・6・22、大8・7・23、大8・9・21、大8・9・28。

(55) 前掲門司鉄道局運輸課編『産物と其の移動』上巻(大正十四年)五二四〜五二五頁。なお同時期の筑豊の平均は、大正三年がトン当たり三三三〇錢三厘に対し、大正八年は一三三一九錢一厘にまで上昇している。宇部は相対的に生産費が安い地域であつた。

(56) 大正八年九月でみれば、沖ノ山は五段塊炭一一円一〇錢、切込炭九円六〇錢、粉炭七円八〇錢で、大派塊炭六円五〇錢、切込炭五円三〇錢、粉炭三円七〇錢であるのに対し、陸上の中小炭鉱である大島炭鉱は五段塊炭一〇円一〇錢、切込炭七円三〇錢、粉炭六円一五錢で、大派塊炭五円三五錢、切込炭四円一〇錢、粉炭三円であつた。以上『時報』大8・

9・21。

- (57) 『時報』大8・9・28。  
(58) 『三井物産』石炭部『大正八年下半年石炭部考課状』二六頁 (RG131.#71 box1435)。  
(59) 『時報』大9・2・29。  
(60) 『時報』大9・2・1。  
(61) 『時報』大9・5・8。  
(62) 『時報』大9・5・16。  
(63) 『時報』大9・5・30。  
(64) 「大正九年度需給實積表」(『三井物産』石炭部長『支店長會議石炭部報告』(大正十年六月)(RG131.#71 box1437))。  
(65) 詳しくは、前掲新鞍「戦間期日本石炭鉱業の需給構造の変化について」を参照されたい。  
(66) 『時報』大6・3・4。  
(67) 『時報』大6・9・16。  
(68) 『時報』大6・9・23、大6・10・14。  
(69) 『時報』大6・11・4。  
(70) 『時報』大6・11・11。  
(71) 『時報』大6・10・14、大6・10・28、大6・11・4。  
(72) 『時報』大6・10・14。  
(73) 『時報』大7・6・16。  
(74) 『時報』大7・7・14、大7・7・21。  
(75) 『三井物産』石炭部『石炭會議議事録常磐炭及元山炭會議』(大日本炭礦炭會議)(大正七年九月)(RG131.#71 box1441))。

- (76) 『時報』大9・7・4。  
(77) 『時報』大9・7・13。  
(78) 『時報』大9・8・8。  
(79) 『時報』大9・8・8、大9・8・22。  
(80) 『時報』大9・9・5。  
(81) 『時報』大9・10・24。  
(82) 準指定商とは、指定商が受け持つ組合を更に小分して、指定商組合の管轄のもとに統一される石炭商であった。以上『時報』大11・4・30。  
(83) 『時報』大9・9・12。  
(84) 『時報』大11・4・30。  
(85) 『時報』大10・1・30。  
(86) 『時報』大10・2・13、大10・2・20、大10・3・20。  
(87) 『時報』大10・4・24、大10・5・1。  
(88) 『時報』大10・6・5。  
(89) 『時報』大10・7・3、大10・7・24、大10・7・31。  
(90) 『時報』大10・9・25、大10・10・2。  
(91) 『時報』大10・11・20。  
(92) 『時報』大11・1・1、大11・2・5。なお三月には呉の共進会にも出品し、七月には優等金杯を獲得して、下関市商業會議所内の陳列場にも出品の手筈となった。大正十三年三月には京都博覧会にも出品され、鉱業組合は宇部炭の宣伝に努めた。以上『時報』大11・4・2、大11・7・9、大13・2・7。  
(93) 『時報』大11・1・15。  
(94) 『時報』大11・2・12。

(95) 『時報』大11・2・19、大11・4・16。なお六月には、東京横浜の石炭商五〇名が宇部の各炭鉱を視察に訪れ、坑内を突見した。『時報』大11・6・11。

- (96) 『時報』大11・4・30。  
 (97) 『時報』大11・3・19、大11・4・23。  
 (98) 『時報』大11・1・29、大11・2・12。  
 (99) 『時報』大11・4・16、大11・5・7。  
 (100) 『時報』大11・5・28。  
 (101) 『時報』大11・11・19。  
 (102) 『時報』大11・3・12。  
 (103) 『時報』大11・4・30。  
 (104) 『時報』大11・6・11。  
 (105) 『時報』大11・7・23。  
 (106) 『時報』大11・8・6、大11・9・3。  
 (107) 『時報』大11・11・19。  
 (108) 『時報』大11・4・16。  
 (109) 『時報』大11・9・10。  
 (110) 『時報』大12・1・28。  
 (111) 『時報』大12・3・18。  
 (112) 『時報』大12・11・11。  
 (113) 『時報』大12・3・1、大12・4・19。  
 (114) 『時報』大12・9・30。  
 (115) 『時報』大12・7・12。  
 (116) 『時報』大12・6・17。

- (117) 『時報』大12・7・12。  
 (118) 『時報』大12・9・30。  
 (119) 『時報』大12・5・10、大12・6・28。  
 (120) 『時報』大12・5・20。  
 (121) 『時報』大12・7・19。  
 (122) 『時報』大12・8・12。  
 (123) 『時報』大12・10・4。  
 (124) 『時報』大12・11・8。  
 (125) 『時報』大12・8・26。  
 (126) 『時報』大12・9・9。  
 (127) 『時報』大12・11・1。  
 (128) 『時報』大12・12・9。  
 (129) 『時報』大12・12・20。  
 (130) 契約炭の分量の単位はいずれも資料表記に基づくが、採炭額との比較から換算すれば、箱Ⅱ函(約九〇〇〜一〇〇〇斤)であると考えられる。  
 (131) 『時報』大13・1・6。  
 (132) 『時報』大13・1・10。その他の議題としては、東播元山石炭株式会社より申請された指定区域変更の件(組合各炭鉱炭代金掛金を全て決済の上、指定区域を変更し社員を除名)、各船主組合代表者より申し出の運賃上げの件(組合より出張員を若松方面に派遣し調査を行った後、再会議の上決定)、神戸元山合資会社の渡方立会費の値上げの件(大正十三年一月分より一万斤につき三〇銭から四〇銭へ値上げ)などが決議された。  
 (133) 『時報』大13・7・6。  
 (134) 『時報』大13・1・13。



低いものの、塊炭の価格は大正十四年度において九州一等塊炭、北海道一等塊炭をしのぐ価格である。なお一函一〇〇〇斤で換算した場合、大正十年〜十二年を除き九州三種炭よりも価格は安くなる。いずれの方法を取るにしても、九州炭に比べ上昇の幅は大きく下落の幅は小さい。なお、『宇部市勢要覧』（大正十二年度）三七頁によれば、大正十二年において宇部で産出される石炭総計一二〇万一四一トシ中五段炭は六七万七千七百三トシ（五六％）、大派炭は五〇万三千六百八トシ（四四％）であった。大派炭の絶対価格は安い、市場条件もあり下落幅は五段炭よりさらに小さい。